

伊勢湾BCP協議会の活動報告

1. 令和2年度の実施内容
2. 令和3年度の実施内容

1. 令和2年度の実施内容

- 令和2年度の実施概要
- 課題の検討
- 伊勢湾BCP等の改訂

令和2年度の実施概要

◆令和元年度までの経緯

平成28年2月5日 伊勢湾BCP策定

- ・大規模災害時、伊勢湾の港湾機能継続のための広域連携について、基本的な考え方と各関係機関の役割等を定めた。



平成29年3月9日 伊勢湾BCP改訂

- ・訓練等の結果を受けて、伊勢湾BCPの広域連携体制の行動計画を位置づけた。



平成30年3月12日 伊勢湾BCP改訂

- ・伊勢湾BCPの実効性の向上を図るために訓練を実施し、手順書(案)(連携体制の構築、資機材の調達、優先順位の設定)を検討した。



平成31年2月21日 伊勢湾BCP改訂

- ・伊勢湾BCPの実効性の向上を図るために訓練を実施し、手順書(案)(被害状況調査、航路啓開作業を追加)を検討し、統合した。



令和2年2月21日 伊勢湾BCP改訂

- ・伊勢湾BCPの実効性の向上を図るために訓練を実施し、手順書(案)(航路啓開の実施体制、各港からの報告手順の明確化等)を改善した。

◆令和2年度の活動内容

令和2年7月28日 第5回協議会

- ・東日本大震災における東北地整の対応に関する講演
- ・協議会の活動報告(前年度の結果、今年度の計画)
- ・協議会構成員からの情報提供(第四管区海上保安本部等)



令和2年10月20日 第11回作業部会

- ・今年度の活動内容(訓練、検討課題)
- ・第12回作業部会(訓練)の進め方について



令和2年12月9日 第12回作業部会

- ・ロールプレイング方式による訓練の実施



令和3年2月19日 第13回作業部会

- ・訓練結果及び課題の検討結果を踏まえた伊勢湾BCP等の改訂、手順書(案)の改善について
- ・今後の活動内容

令和3年2月27日
シンポジウム【中止】

令和2年度の実施概要

◆第11回作業部会

令和2年度協議会の活動内容の確認

・昨年度の協議会の活動内容を振り返り、今年度の活動内容(訓練、検討課題等)について確認

- 訓練：ロールプレイング方式の訓練の実施
- 課題：大型台風への対応
緊急時の情報伝達
啓開状況等の情報発信
- シンポジウム開催



第12回作業部会（訓練）の進め方の確認

・ロールプレイング方式による訓練の進め方について意見交換を実施

- 訓練の目的、実施方針、参加者の役割
- 訓練の流れ、対象とする手順（重点を置く手順）、達成目標
- 訓練会場、情報伝達手段
- シナリオ作成、付与条件

講評 アドバイザー：小野教授・富田教授

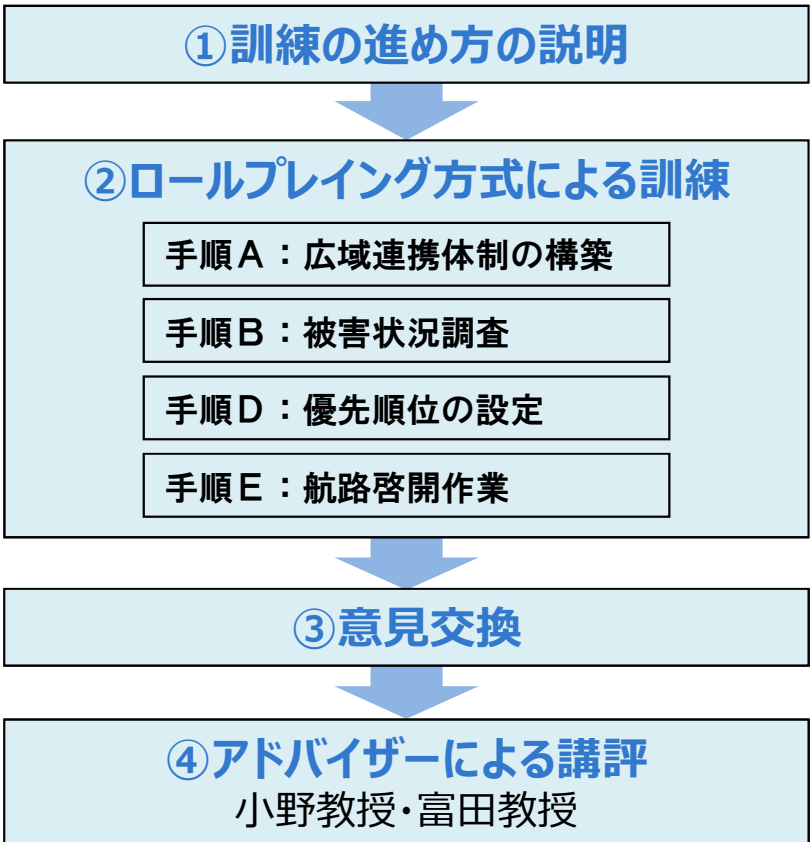
令和2年度の実施概要

◆第12回作業部会(訓練)

○訓練実施の目的

- ・各構成員が、大規模災害発生時における役割や行動を確認するとともに、具体的な課題を洗い出す
- ・事務局からの付与情報を最小限に留め、参加者の主体的な行動を導くとともに、各訓練に達成目標を設定し、参加者の行動力の向上を図る

○訓練の流れ

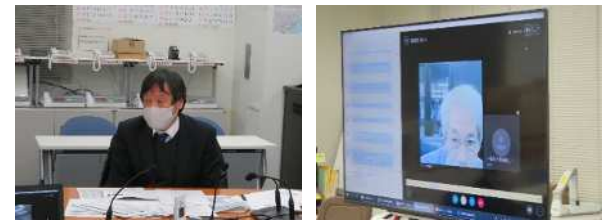


日時: 令和2年12月9日(水) 13:30~16:30
会場: 中部地方整備局丸の内庁舎(2階防災センター、1階第1会議室)
参加者: 伊勢湾BCP協議会作業部会構成員19名、アドバイザー2名



- ②ロールプレイング方式による訓練
- ・訓練事務局が訓練の進行を管理し、必要な情報を訓練参加者に付与
 - ・発災から航路啓開作業までの手順の内、以下に示す手順を対象とした訓練を実施

訓練の対象とする手順		
手順A	A3	広域連携体制の立ち上げ
手順B	B2	被害状況調査の要請
手順D	D1~D4	優先順位の設定
手順E	E2	航路啓開方針の設定
	E3	航路啓開作業の要請



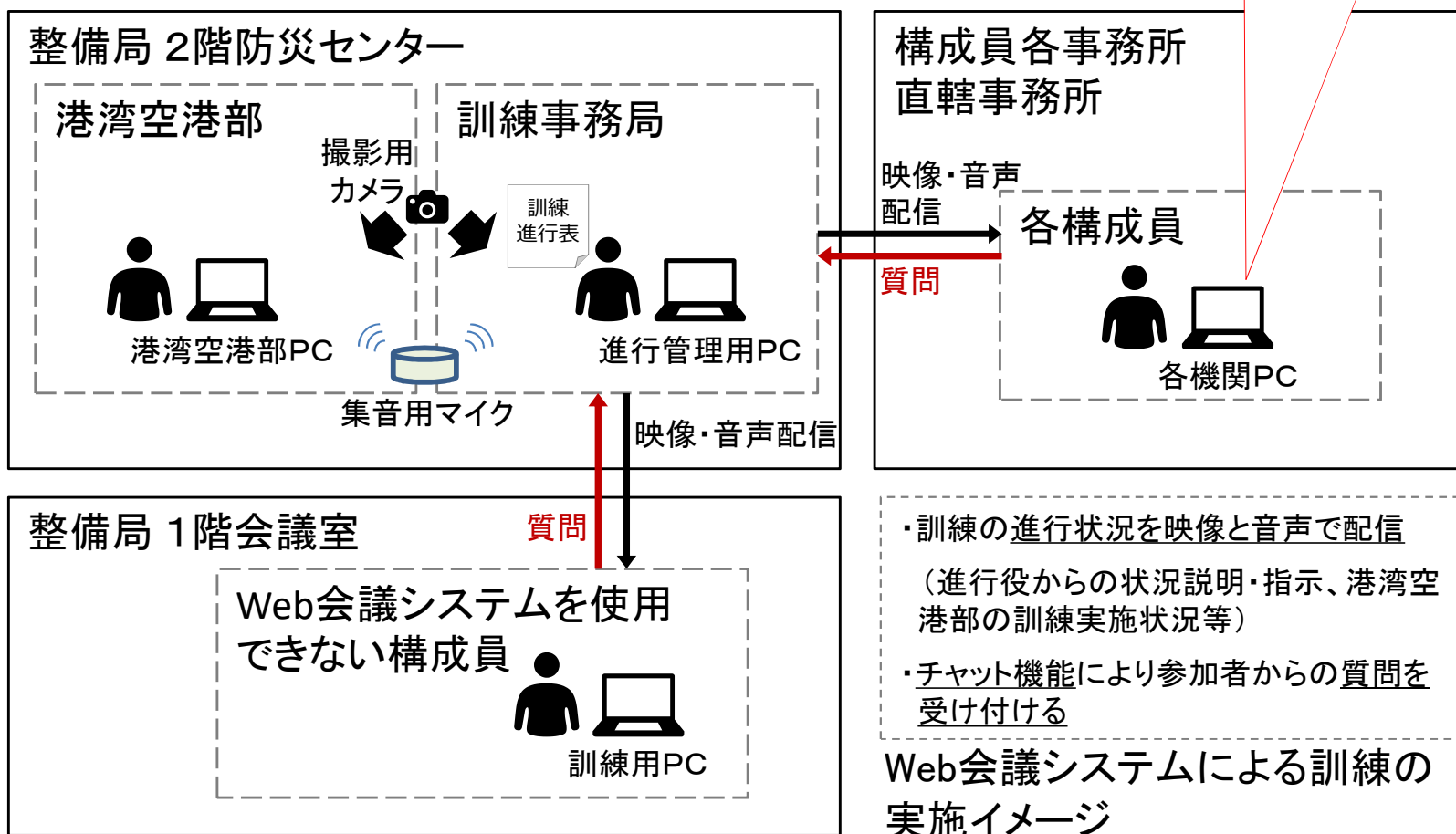
- ③意見交換
- ・訓練で確認できた手順の妥当性や不足する活動など、課題と改善策を意見交換

令和2年度の実施概要

◆第12回作業部会(訓練)

○訓練会場／Web会議システムによる訓練の進行管理

- ・整備局の2階防災センターを訓練本部とし、港湾空港部を配置
- ・作業部会構成員は、各機関の事務所から訓練に参加
- ・訓練の進行管理はWeb会議システム(Skype)を使用
- ・Web会議システムを使用できない構成員は、整備局の1階会議室で訓練に参加



令和2年度の実施概要

◆第13回作業部会

訓練の振り返り

- ・訓練を振り返り、訓練時の意見やアンケート結果に対する対応方針について確認
 - 広域連携体制の立上げ
 - ・第四管区海上保安本部等の各部への連絡、連絡先を随時登録できる方法など
 - 被害状況調査等における災害協定団体への支援要請
 - ・災害協定団体への出動要請の一本化、ヘリコプター画像等の情報共有など
 - 優先順位の設定
 - ・揚収物仮置場や作業船係留場所の状況把握など
 - WEB会議システム等を活用した情報伝達訓練
 - ・訓練の継続実施、得られた情報の随時発信、行動手順の並行実施など

手順書の改訂

- ・訓練結果、アンケート等を踏まえた手順書の改訂箇所を確認
 - 港湾管理者の被害状況調査項目に「揚収物仮置場等」を追加
 - 優先順位の検討条件に「揚収物仮置場等」を追加
 - 優先順位の設定では、「優先啓開港」を決定
 - 同時に進めることができる手順を明記（E1災害協定団体への支援要請とE2①揚収物仮置場等の決定）

課題の検討状況

- ・大型台風への対応、緊急時の情報伝達、啓開状況等の情報発信など課題の検討状況を報告

講評 アドバイザー：小野教授・富田教授



課題の検討

	実施項目		課題	実施結果等
1	大型台風への対応	・高潮・暴風等の大型台風の被害想定 ・被害想定に基づいた行動計画等	・近年、大型台風により港湾施設が大きな被害を受けており、伊勢湾BCP協議会においても、高潮・高波・暴風災害に備えた対応が必要	・国のガイドライン、湾内各港のBCP等を踏まえ、行動計画等を検討
2	緊急時の情報伝達	・協議会構成員が保有する情報伝達機器の整理 ・構成員間の効率的な情報伝達方法	・発災時に携帯電話や電子メール等の通信が断絶し、構成員間の情報伝達ができなくなる可能性がある	・現在の関係機関が保有する情報伝達手段を再確認し、連絡網を整理
3	啓開状況等の情報発信	・港湾施設の被災・復旧などの情報の協議会外部への具体的な発信方策	・港湾物流機能の早期回復には、港湾関係者等に速やかに啓開状況等を提供する必要があるが、その方法が明確でない	・湾内港湾施設の被災状況や復旧などの情報の発信内容、方法、時期や体制、関係機関との発信情報の調整方法や外部への発信様式を検討

課題の検討1. 大型台風への対応

◆伊勢湾BCPへの高潮・高波・暴風災害対応の追記

- 伊勢湾BCPは、大規模台風による高潮災害にも準用できるように策定しているが、事前予防対応については記載がない
- 伊勢湾では、高潮・高波・暴風災害に対してのフェーズ別対応計画を策定済み／台風来襲時に各機関は対応計画に基づき対策を実施している
- したがって、伊勢湾BCPでは、高潮・高波・暴風災害が想定される場合は、フェーズ別対応計画に従い事前に行動することを明記する
- 港湾空港部は、台風情報等が発表された場合、関係機関にフェーズ別対応計画に従い、必要な措置を実施することを呼びかける／広域的な災害が発生した場合は、速やかに広域連携体制を構築し、航路啓開等の行動に移れるように、連絡体制を確認する
- 被害想定には、高潮・高波・暴風による被害を掲載する
- 伊勢湾BCPの参考資料として、フェーズ別対応計画を添付する
- 今後、高潮・高波・暴風災害に対応した手順書を改善する

課題の検討1. 大型台風への対応

◆伊勢湾BCPへの高潮・高波・暴風災害対応の追記

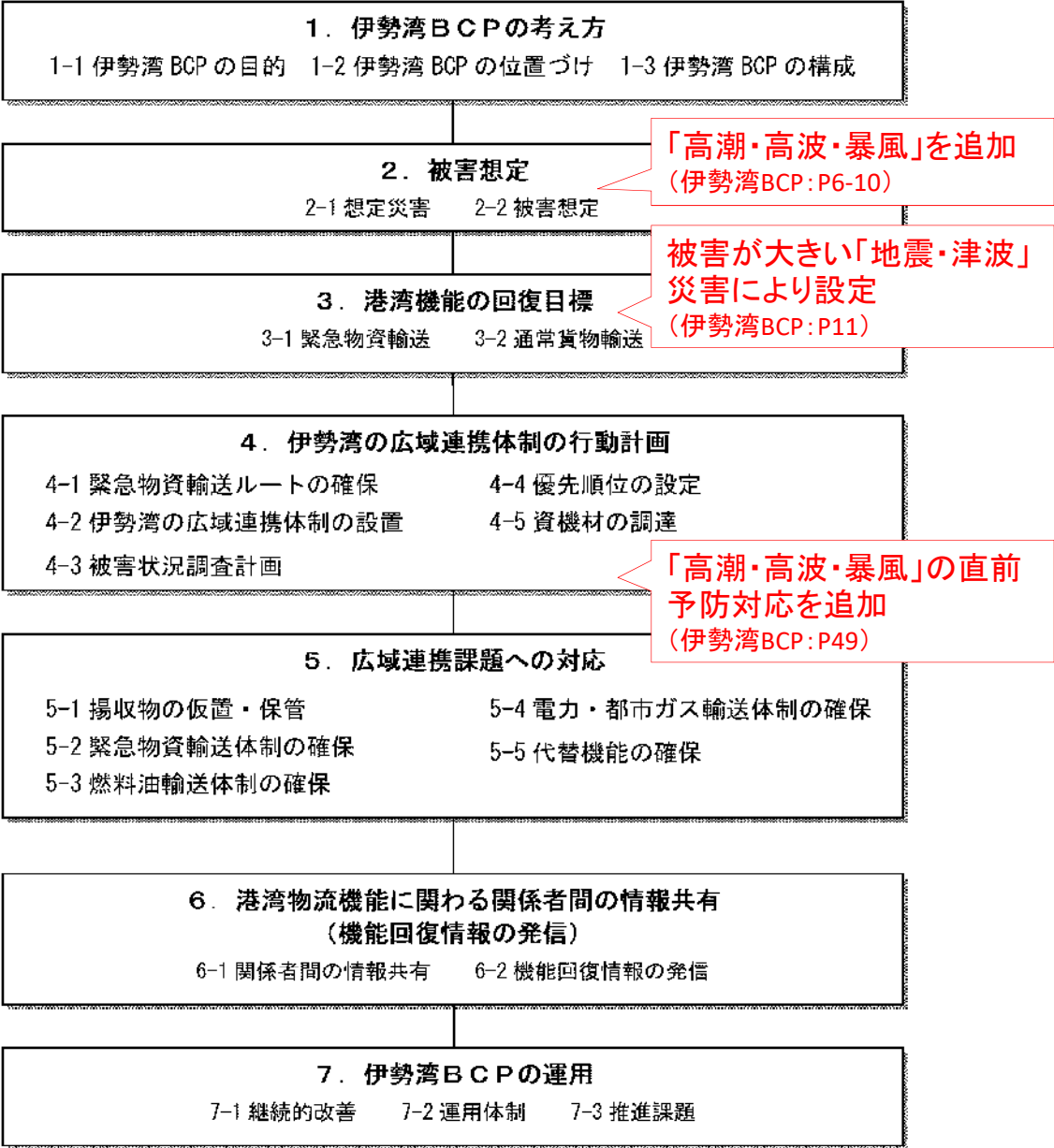
・被害は「地震・津波」の方が大きく、「高潮・高波・暴風」の被害にも対応できる

⇒伊勢湾BCPでは「地震・津波」に対する行動計画を基本とし、「高潮・高波・暴風」に対する直前予防対応を追加

4-6 高潮・高波・暴風の直前予防対応

- ・中部地方整備局は、気象庁から伊勢湾周辺において災害の発生が想定される台風情報等が発表された場合、伊勢湾BCP協議会の広域連携体制構成員、災害協定団体に対して、事前措置として連絡体制の確認、人員・資機材の確認など必要な対応を行うよう連絡する
- ・伊勢湾BCP協議会の広域連携体制構成員及び災害協定団体は、各機関が定めた「フェーズ別高潮・暴風対応計画」に従い、必要な措置を行う

参考資料にフェーズ別
対応計画を添付

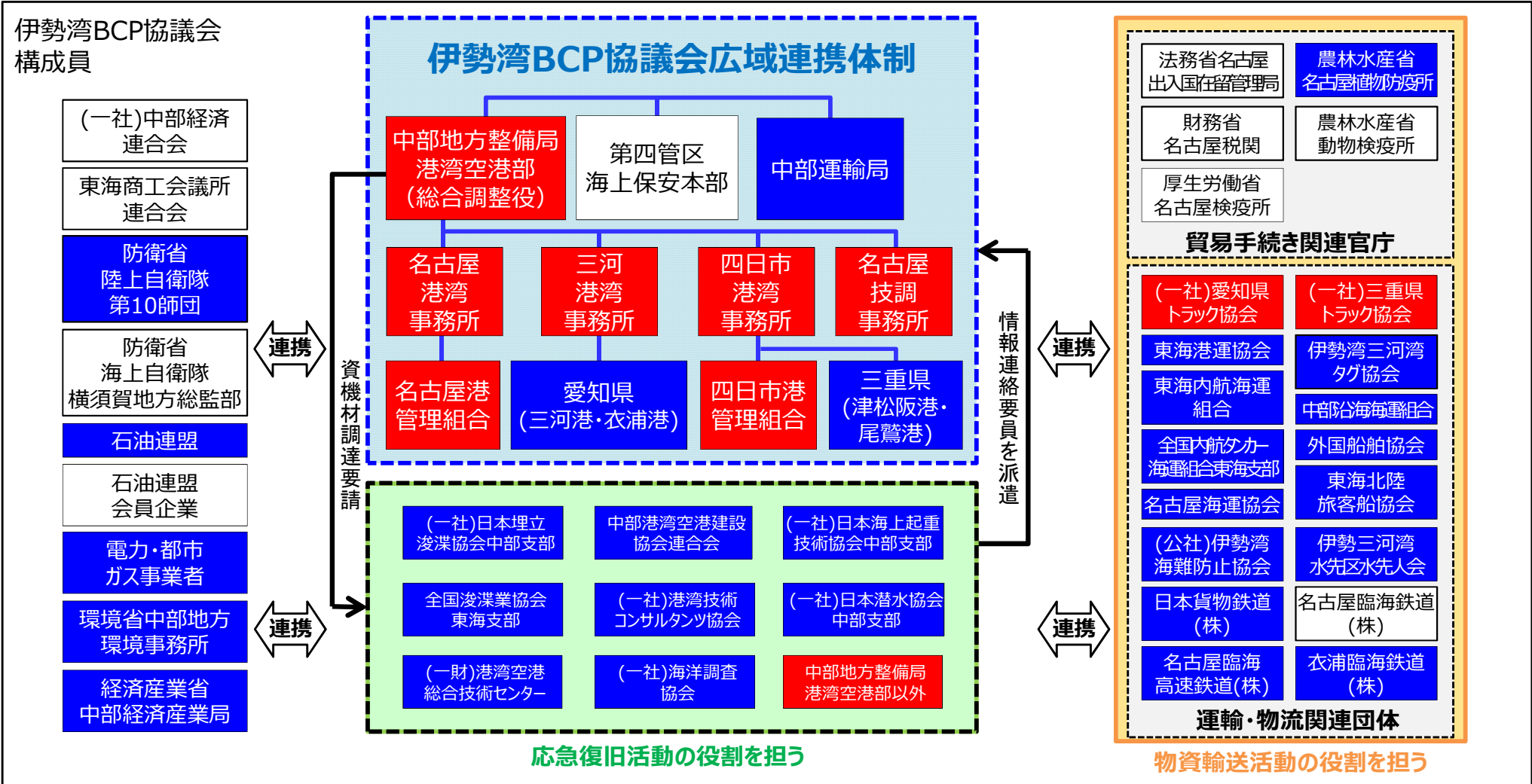


伊勢湾BCPの構成

課題の検討2. 緊急時の情報伝達手段

◆伊勢湾BCP協議会構成員の情報伝達手段の現状 【連絡体制表での登録内容】

- ・全機関：電子メール、FAX、固定電話を登録（携帯電話の未登録有り）
- ・広域連携体制：災害時に使用できる可能性が高い衛星電話の登録機関有り



■ 衛星電話＋携帯電話の登録機関

■ 携帯電話の登録機関

課題の検討2. 緊急時の情報伝達手段

◆伊勢湾BCP協議会構成員の所在地（伊勢湾全体）



課題の検討2. 緊急時の情報伝達手段

◆伊勢湾BCP協議会構成員の所在地（港湾空港部周辺）



●衛星電話＋携帯電話の登録機関 ○その他の機関

●携帯電話の登録機関

課題の検討2. 緊急時の情報伝達手段

◆伊勢湾BCP協議会構成員の所在地（名古屋港周辺）



- 衛星電話＋携帯電話の登録機関 ○その他の機関
- 携帯電話の登録機関

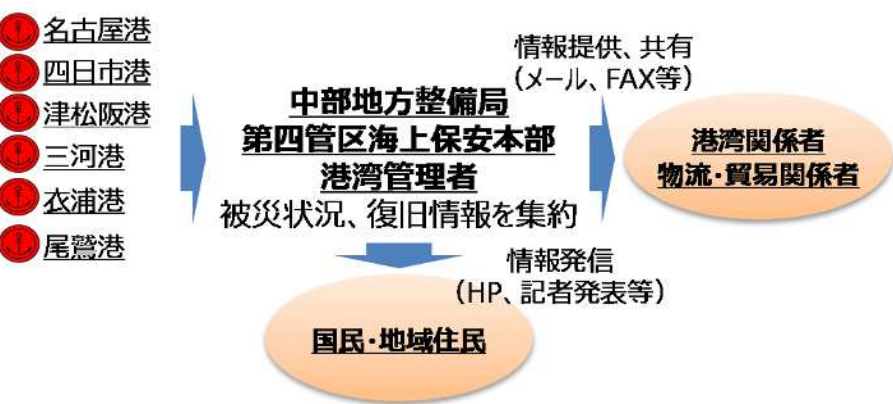
課題の検討3. 啓開状況等の情報発信

◆機能回復情報の発信

- ・中部地方整備局(港湾空港部、直轄事務所)が情報を集約し、発信資料を作成する
- ・港湾管理者、海上保安本部等と調整の上、発信する

情報	方法	時期	体制	備考
各港の情報	・ホームページ掲載 (ポータルサイト活用) ・報道機関への情報提供	更新情報がある場合、 毎日1回	直轄事務所、港湾管理者、海上保安署 (3者連名)	港湾関係者には、協議会構成機関を通じて発信 (予定情報を含む)
伊勢湾全体の情報			港湾空港部、港湾管理者、海上保安本部 (3者連名)	

■伊勢湾BCPにおける機能回復情報の発信の考え方



配信・共有する情報（例）		対象	
		港湾関係者、 物流・貿易関係者	国民・ 地域住民
優先啓開港	航路啓開の優先啓開港	○	—
航路啓開情報	航路啓開進捗、暫定供用見通し	○	—
	暫定供用開始(航路幅・水深)	○	○
港湾施設情報	啓開進捗、暫定供用見通し	○	—
	暫定供用開始(岸壁水深・延長、臨港道路ルート・車線等)	○	○
道路情報	港湾へのアクセス道路の啓開状況	○	○
全国の被災状況	全国の港湾の被災状況、復旧状況	○	○
入港船舶情報	緊急物資輸送船初入港等	○	○

課題の検討3. 啓開状況等の情報発信

■発信様式(案):伊勢湾全体の情報

令和〇年〇月〇日

国土交通省中部地方整備局港湾空港部

第四管区海上保安本部

港湾管理者

3者連名で発信

伊勢湾〇〇港、〇〇港の一部供用開始について

大規模地震・津波による被災に伴い、伊勢湾各港では、船舶禁止措置をとっていますが、関係機関による水路測量及び連絡調整により、船舶等に対する航泊禁止措置の一部を解除し、下記のとおり供用を開始します。

記

1. 供用開始日時 令和〇年〇月〇日 午後〇時〇分

2. 供用開始場所

(1) 〇〇港

〇〇埠頭 〇〇岸壁 (-**m岸壁): 喫水**mの船舶使用可 (緊急物資専用)

(2) 〇〇港

〇〇埠頭 〇〇岸壁 (-**m岸壁): 喫水**mの船舶使用可

※別添図参照。各岸壁の水深など詳細は、港湾管理者に問合せください。

3. 対象船舶

復旧岸壁の供用は、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

■問合せ先

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部

電話 ***-***-****

第四管区海上保安本部

電話 ***-***-****

港湾管理者

電話 ***-***-****

供用を開始する航路の位置・航路幅・水深、岸壁の位置・水深・延長、臨港道路のルート・車線数などの情報を明示した図を添付

■ポータルサイトからの発信イメージ

http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp_portal/index.html

中部地域港湾BCPポータルサイト

港湾施設の被災情報・復旧情報・航路規制情報

(2017.3.24 更新)

地図またはリストから確認したい港湾等を選んでください。最新情報(pdf)を確認できます。

港湾情報

愛知県

1. 名古屋港

2. 三河港

3. 衣浦港

三重県

4. 四日市港

5. 津松阪港

6. 尾鷲港

静岡県

7. 清水港

8. 御前崎港

9. 田子の浦港

10. 下田港

航路情報

保航路等

関係情報リンク

第四管区海上保安本部

中部運輸局

中部地方整備局 道路部

清水港港務事務所

名古屋港港務事務所

三河港港務事務所

四日市港港務事務所

名古屋港湾岸技術調査事務所

静岡県

愛知県

三重県

名古屋港管理組合

四日市港管理組合

国土交通省 中部地方整備局

- 中部地方整備局は、中部地域港湾BCPポータルサイトの活用などホームページに機能回復情報を掲載するとともに、報道機関に情報を提供
- 各機関は、それぞれのホームページなど情報発信が可能なサイトを使用して機能回復情報を発信

伊勢湾BCPの改訂

◆改訂方針

➤ 「大型台風への対応」の検討結果を踏まえ、「高潮・高波・暴風」災害対応を追加

◆主な改訂内容

改訂箇所	頁	改訂内容	改訂理由
1-3伊勢湾BCPの構成	5	・「高潮・高波・暴風」の直前予防対応を追記	「大型台風への対応」の検討結果を反映
2-1想定災害	6-8	・想定災害に「高潮・高波・暴風」を追記	
2-2被害想定	9-10	・「高潮・高波・暴風」による港湾施設の被害想定を追記	
3.港湾機能の回復目標	11	・被害想定は、「高潮・高波・暴風」と比べて「地震・津波」の方が大きくなるものとし、港湾機能の回復目標は、「地震・津波」対応を踏まえた目標とすることを追記	
4-2伊勢湾の広域連携体制の設置	18	・発動基準の内、「高潮被害が発生したとき」の記述を見直し	
4-6高潮・高波・暴風の直前予防対応	49	・「高潮・高波・暴風」の直前予防対応を追記	

伊勢湾BCPの改訂案

伊勢湾BCPの構成

1-3 伊勢湾BCPの構成

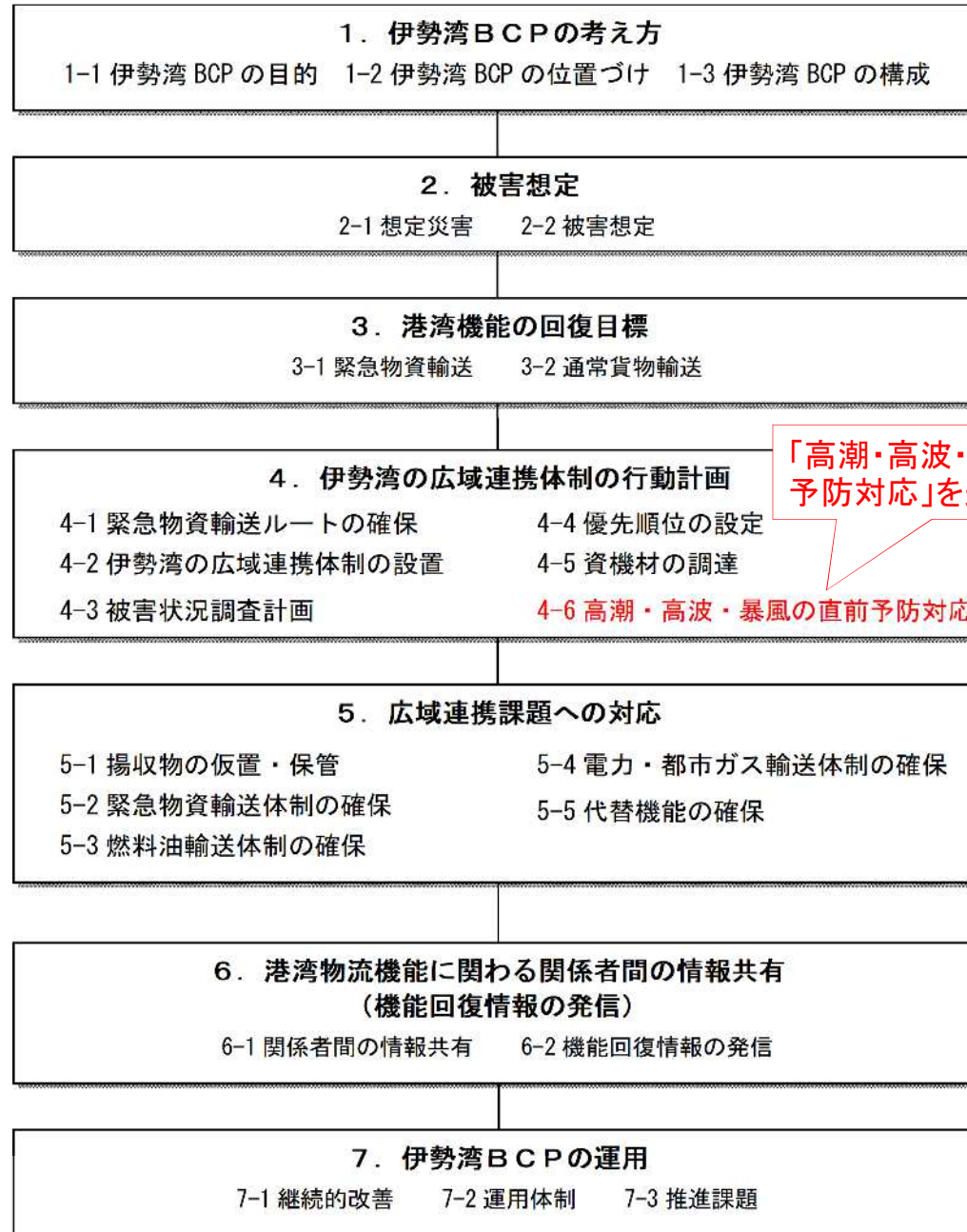


図 3 伊勢湾BCPの構成

想定災害に「高潮・高波・暴風」を追記

2. 被害想定
対象とする災害は、「地震・津波」及び「高潮・高波・暴風」を想定する。

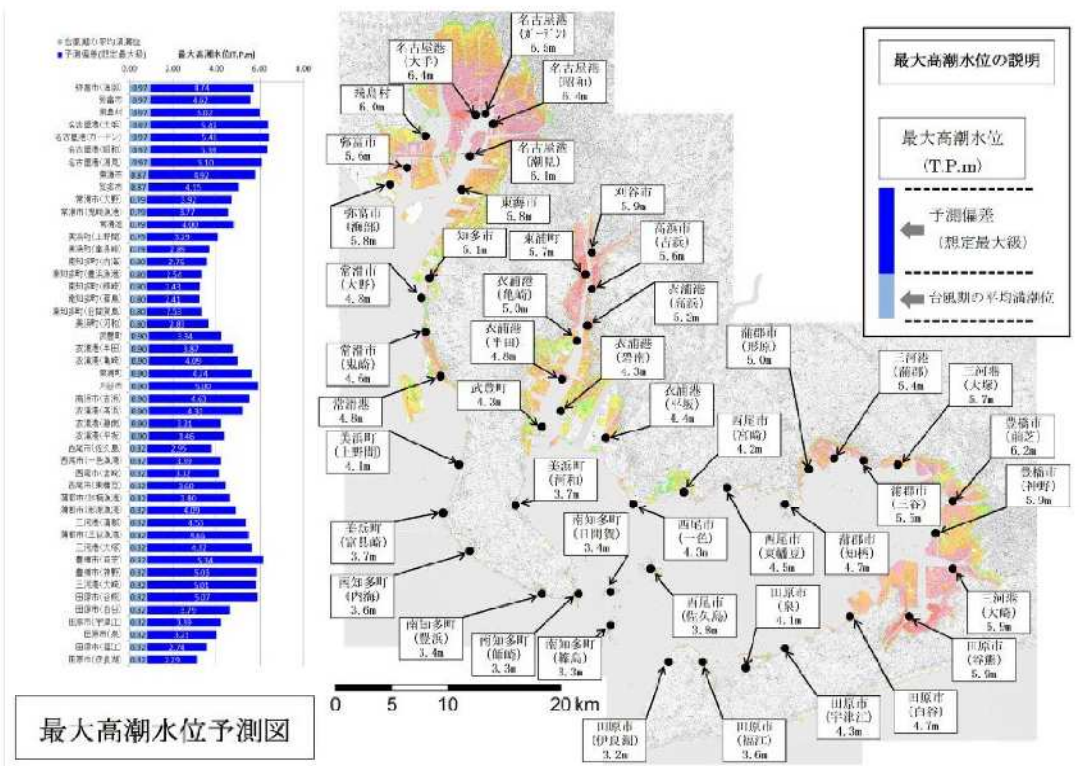
2-1 想定災害

(1) 地震・津波
(略)

(2) 高潮・高波・暴風

「高潮・高波・暴風」による災害については、台風規模(中心気圧)は日本に上陸した既往最大台風である「室戸台風級」とし、台風の移動速度は日本に上陸した既往最速規模の台風であり、伊勢湾周辺地域において過去最大級の被害が生じた「伊勢湾台風級」を想定する。

●伊勢湾沿岸の高潮浸水想定

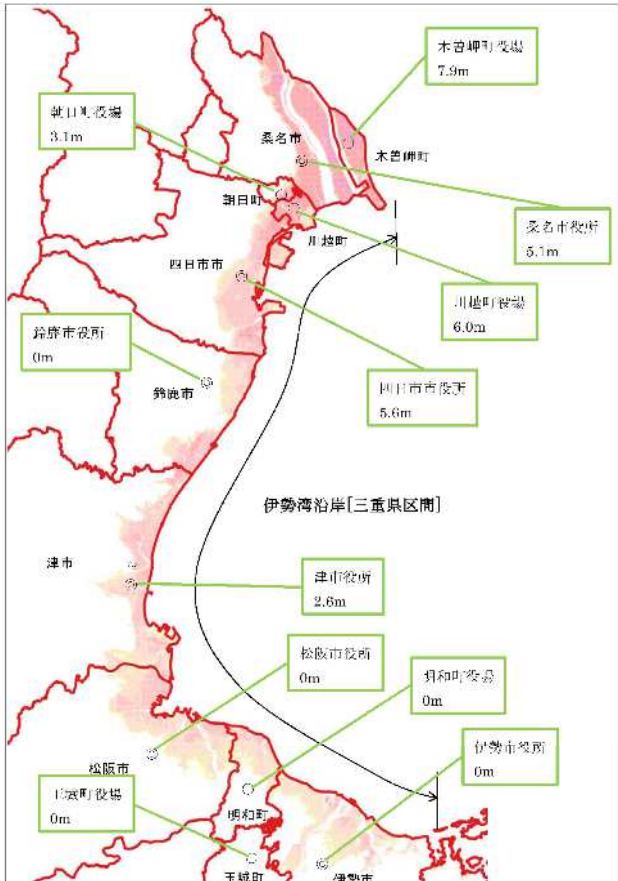


出典: 高潮浸水想定について (H26.11 愛知県)

図 5 伊勢湾沿岸の高潮浸水想定 (愛知県区間)

表 2 高潮・高波・暴風の想定ケース

区分	想定ケース
台風	中心気圧 910hPa(室戸台風級) 移動速度 73km/h(伊勢湾台風級)



出典: 高潮浸水想定区域図について (R2.8 三重県)

図 6 伊勢湾沿岸の高潮浸水想定 (三重県区間)

伊勢湾BCPの改訂案 被害想定

2-2 被害想定

(1) 地震・津波 (略)

(2) 高潮・高波・暴風

港湾施設の被害により港湾機能に支障が生じるものとして、
次のような事態を想定する。

「高潮・高波・暴風」による港湾施設の
被害想定を追記

表 4 被害想定

項目		被害想定
災害	高潮・高波・暴風	・伊勢湾内の港湾の代表地点における最大高潮水位は4～7m
港湾施設	水域	・コンテナ、バラ貨物、車両等の航路・泊地への流出
	岸壁等	・堤防、護岸等のコンクリート構造物の損壊、倒壊
	荷捌地	・暴風等によるコンテナ等の飛散、倒壊 ・荷さばき地の冠水によるコンテナ、バラ貨物への被害
	倉庫・上屋	・上屋の損壊 ・上屋の浸水によるコンテナ、バラ貨物への被害
	臨港道路	・臨港道路等の冠水、海底トンネルの冠水
	荷役機械	・暴風等の影響による荷役機械等の倒壊、逸走 ・リーファープラグ等の電気設備の機能喪失、ガントリークレーン等へ電源を供給する受電設備の機能喪失 ・浸水によるトラクタ・トレーラ等の荷役に必要な車両の故障

※港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン(改訂版)(H31.3 国土交通省港湾局)の想定される被害例を参考に整理

伊勢湾BCPの改訂案 港湾機能の回復目標

被害が大きい「地震・津波」災害により設定

3. 港湾機能の回復目標

被害想定は、「高潮・高波・暴風」と比べて「地震・津波」の方が大きくなるものとし、
港湾機能の回復目標については、「地震・津波」対応を踏まえた目標とする。

3-1 緊急物資輸送

国の南海トラフ地震対策、各港の港湾BCP、中部版くしの歯作戦を踏まえ、以下の
とおり回復目標を設定する。

表 5 緊急物資輸送の港湾機能の回復目標

目標時間	回復目標
発災後3日以内	湾内各港への最小限※の海上輸送ルートの確保
発災後7日以内	緊急物資輸送ルートの拡充（製油所・油槽所、LNG 基地（電気、ガス）が立地する港湾への海上輸送ルートの確保を含む）

※緊急輸送に使用することが想定される船舶の航行に必要な範囲について最小限の測量と浮遊物除去等を実施した場合

表 6 緊急物資輸送ルート選定の優先順位の考え方

施設	考え方
緊急物資輸送用 岸壁及び航路	○緊急物資輸送活動を実施するため、早期の供用開始が可能となる岸壁及び航路を優先的に復旧
製油所・油槽所 LNG 基地 （電気、ガス）	○物資輸送活動や応急復旧活動に必要な燃料供給を確保するため、製油所・油槽所、LNG 基地（電気、ガス）に接続するルートを優先的に復旧

伊勢湾BCPの改訂案 高潮・高波・暴風被害に係る発動基準

4-2 伊勢湾の広域連携体制の設置

(1) 広域連携体制の設置

・「伊勢湾港湾広域防災協議会」(港湾法港湾法第50条の4に基づく法定協議会)は、大規模災害が発生、または発生が見込まれる場合に、関係者による連携・協働体制の中核として、「伊勢湾BCP協議会 広域連携体制」を中部地方整備局港湾空港部内に設置する。

・広域連携体制は、国土交通省中部地方整備局港湾空港部、国土交通省中部運輸局交通政策部、海上保安庁第四管区海上保安本部交通部、愛知県、三重県、名古屋港管理組合、四日市港管理組合で構成する。

※気象庁の南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、中部地方整備局港湾空港部は、広域連携体制構成機関及び災害協定団体へ対応の連絡、注意喚起等を行う。

【伊勢湾 BCP 協議会 広域連携体制】

中部地方整備局（総合調整役）	港湾空港部長
第四管区海上保安本部	交通部長
名古屋港管理組合	企画調整室長
四日市港管理組合	経営企画理事
愛知県	建設部長
三重県	県土整備部長
中部運輸局	交通政策部長

発動基準

- 名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港、尾鷲港が所在する自治体で震度6弱以上の地震が発生したとき
- 伊勢・三河湾、尾鷲港に大津波警報が発表されたとき
- 名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港、尾鷲港が所在する自治体で高潮の内、複数港または緊急確保航路等で高潮・高波・暴風被害が発生したとき
- 伊勢・三河湾、尾鷲港でその他の重大事故が発生したとき

「高潮・高波・暴風」被害が発生した場合の発動基準を見直し

伊勢湾BCPの改訂案 高潮・高波・暴風の直前予防対応

「高潮・高波・暴風」の直前
予防対応を追記

4-6 高潮・高波・暴風の直前予防対応

- ・中部地方整備局は、気象庁から伊勢湾周辺において災害の発生が想定される台風情報等が発表された場合、伊勢湾BCP協議会の広域連携体制構成員、災害協定団体に対して、事前措置として連絡体制の確認、人員・資機材の確認など必要な対応を行うよう連絡する。
- ・伊勢湾BCP協議会の広域連携体制構成員及び災害協定団体は、各機関が定めた「フェーズ別高潮・暴風対応計画」に従い、必要な措置を行う。

防災情報	フェーズ	時間目安	基本的な防災行動	
			情報収集・体制	対策・関係者対応
警報級の現象が予想される台風の発生	フェーズ1 準備・実施段階	台風接近の5～1日前	情報収集 災害時の体制準備	事前対策の準備 注意喚起
強風注意報、 高潮注意報 (危険度を色分けした時系列により「注意報級・警報級の時間帯」、「予測潮位」等の確認)	フェーズ2 状況確認段階	台風接近の1日～半日程度前	関係者への情報提供 避難準備、体制確認 夜間に警報級が予想されている場合には 防災行動を繰り上げ	状況確認
暴風警報、高潮警報 or 暴風特別警報、 高潮特別警報	フェーズ3 行動完了段階	台風接近の半日～6時間程度前	従業員等の避難	対策完了の確認
	台風接近時 (高潮・暴風発生)		暴風が吹き始めると対策や避難が困難となることから、暴風警報が発表されてから暴風が吹き始めるまでの間(概ね3～6時間以内)に防災行動を完了させる	
	台風通過後 (高潮・暴風収束)			モニタリング
警報解除・体制解除			出勤要請、派遣	点検

出典：港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン（改訂版）(H31.3国土交通省港湾局)

図 28 フェーズ別高潮・暴風対応計画のイメージ

航路啓開計画の改訂

◆改訂方針

- 伊勢湾BCPへの高潮・高波・暴風災害対応の追記を踏まえ、以下の箇所を改訂
 - ・計画の目的
 - ・緊急物資輸送ルートの確保の流れ

◆主な改訂内容

改訂箇所	頁	改訂内容	改訂理由
1-1計画の目的	1	・気象庁から災害の発生が想定される台風情報等が発表された場合、中部地整は、広域連携体制構成員、災害協定団体に対して、事前措置として必要な対応を行うよう連絡する。広域連携体制構成員及び災害協定団体は、『フェーズ別高潮・暴風対応計画』に従い、必要な措置を行うことを追記	伊勢湾BCPへの高潮・高波・暴風災害対応の追記との整合を図る
2-2航路啓開の手順 と関係機関の役割 (1)航路啓開の手順	10	・「緊急物資輸送ルートの確保の流れ」を高潮・高波・暴風災害の発生も考慮した図に差し替え	

航路啓開計画の改訂案

計画の目的に「高潮・高波・暴風の直前予防対応」の追記

高潮・高波・暴風災害の発生も考慮した図に差し替え

1-1 計画の目的

本計画は、大規模災害時による被害が発生した後に緊急確保航路・開発保全航路の啓開を迅速に実施することを目的として、広域連携による航路啓開作業を具体的に定めた行動計画である。

緊急確保航路等の航路啓開計画は、中部地方整備局が主体となって実施する深浅測量、浮遊物・障害物除去作業等の作業計画や応急公用負担権限等の行使手続きを整理した。

なお、気象庁から伊勢湾周辺において災害の発生が想定される台風情報等が発表された場合、伊勢湾BCP協議会の広域連携体制構成員、災害協定団体に対して、事前措置として連絡体制の確認、人員・資機材の確認など必要な対応を行うよう連絡する。また、伊勢湾BCP協議会の広域連携体制構成員及び災害協定団体は、各機関が定めた『フェーズ別高潮・暴風対応計画』に従い、必要な措置を行う。
(航路啓開計画P1)

2-2 航路啓開の手順と関係機関の役割

(1) 航路啓開の手順

- ・発災後、速やかに被災地の状況を把握し、災害協定団体への支援を要請する。
- ・地震・津波災害の場合は、津波警報・注意報解除後、収集した情報に基づき航路啓開作業方針及び優先順位を決定する。
- ・その後、深浅測量(事前)により海底障害物及び浮遊物の状況を把握し、作業船により障害物を除去、完了したら深浅測量(事後)を実施し航路啓開後の利用水深を決定し公表する。
- ・概ね、発災後3日以内に湾内各港への最小限の海上輸送ルートの確保し、発災後7日以内に緊急物資輸送ルートを拡充する。



注1: 発災後の時間は、津波警報・注意報が24時間で解除される場合の例であり、港湾機能の回復目標とは一致しない。実際の状況により相違があることに留意が必要

注2: ライフラインの状況は、中央防災会議の想定を参考。津波浸水域では、さらに時間を要する。

図8 緊急物資輸送ルートの確保の流れ

手順書の改訂

◆改訂方針

- 訓練結果、アンケート等を踏まえ、以下の箇所を改訂
 - 港湾管理者の被害状況調査項目に「揚収物仮置場等」を追加
 - 優先順位の検討条件に「揚収物仮置場等」を追加
 - 優先順位の設定では、「優先啓開港」を決定
 - 災害協定団体は、対応可能な会員企業の状況を港湾空港部に回答する際、港湾管理者には同報しない（配置検討時に共有）
 - 同時に進めることができる手順を明記
（E1災害協定団体への支援要請とE2①揚収物仮置場等の決定）
- 訓練で使用した「手順の流れ図」を手順書に反映
- 訓練で使用した様式（メール様式、報告様式）を備考欄に追記
- 様式集を参考資料に追加
- 航路啓開作業等の許可申請様式を更新

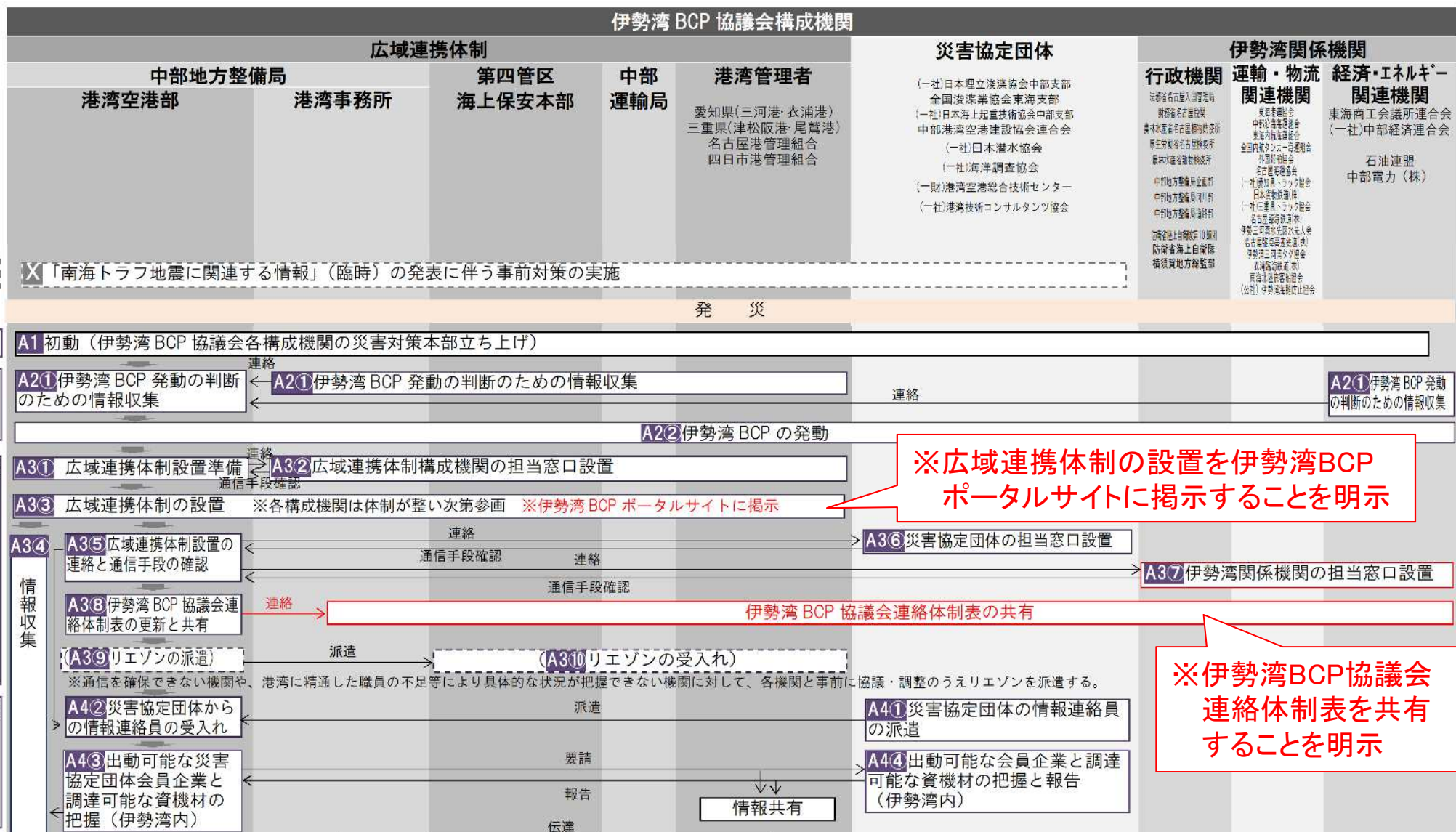
手順書の改訂

◆主な改訂内容

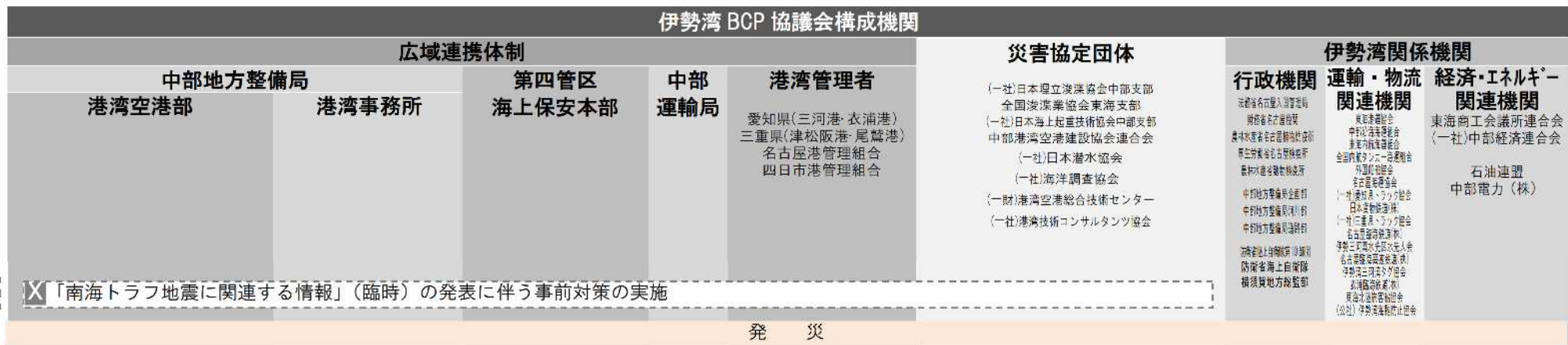
改訂箇所	頁	改訂内容	改訂理由
はじめに	7-8	・「様式集の使い方」を追加	訓練結果を反映
1. 活動フロー	9	—	以下の手順の改訂内容を反映
2. 手順 A3①広域連携体制設置準備	14	・第四管区海上保安本部及び中部運輸局の各部に連絡(以後の手順も同様)	訓練時の意見を反映
B2①災害協定団体への支援要請 B2②支援要請の受理/会員企業の手配 B2③災害協定団体の会員企業の配置検討	25-26	・災害協定団体は、対応可能な会員企業の状況を港湾空港部に回答する際、港湾管理者には同報しない ・港湾空港部は、災害協定団体の会員企業の配置検討時に、直轄事務所及び港湾管理者と会員企業の状況を共有する	訓練シナリオ(手順の流れ図)を反映
B4④被害状況調査(港湾管理者)	32	・港湾管理者による被害状況調査の項目、優先順位の検討条件に揚収物仮置場等を追加	
D1情報収集	38		
D2優先順位の検討	40-41		
E2①揚収物仮置場、作業船係留場所の決定	44	・揚収物仮置場等の決定は、E1災害協定団体への支援要請と同時に進めることを追記	訓練結果を反映
参考資料3: 作業許可申請等様式	3-12	・航路啓開作業等の許可申請様式を更新	第四管区海上保安本部との調整
参考資料8: 優先順位の検討フロー	参29	・港湾管理者による被害状況調査の項目、優先順位の検討条件等に揚収物仮置場等を追加	訓練シナリオ(手順の流れ図)を反映
参考資料9: 優先順位検討表	参31		
参考資料	参41-	・訓練で使用した様式集を追加	

26

手順書の改訂案

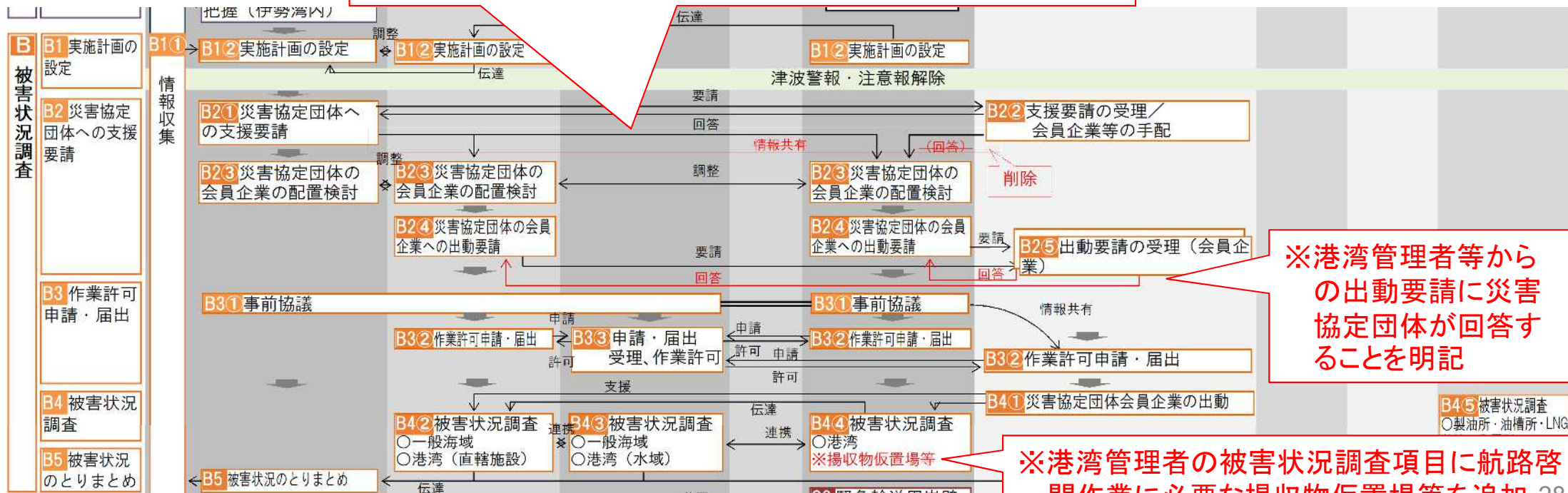


手順書の改訂案 活動フロー



※災害協定団体は、対応可能な会員企業の状況を港湾空港部に回答する際、港湾管理者には同報しない

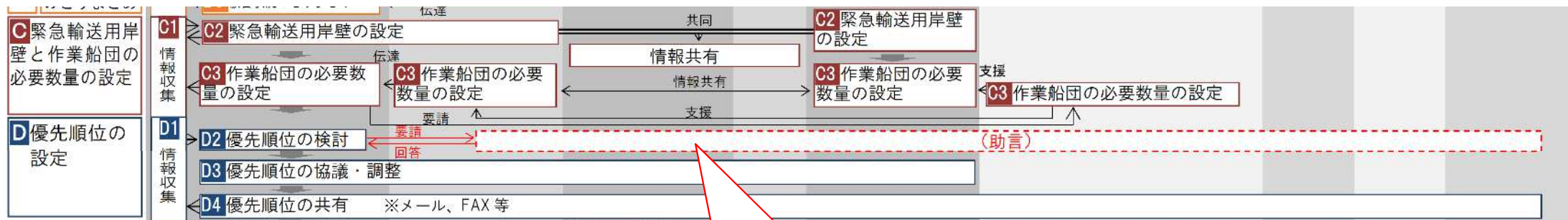
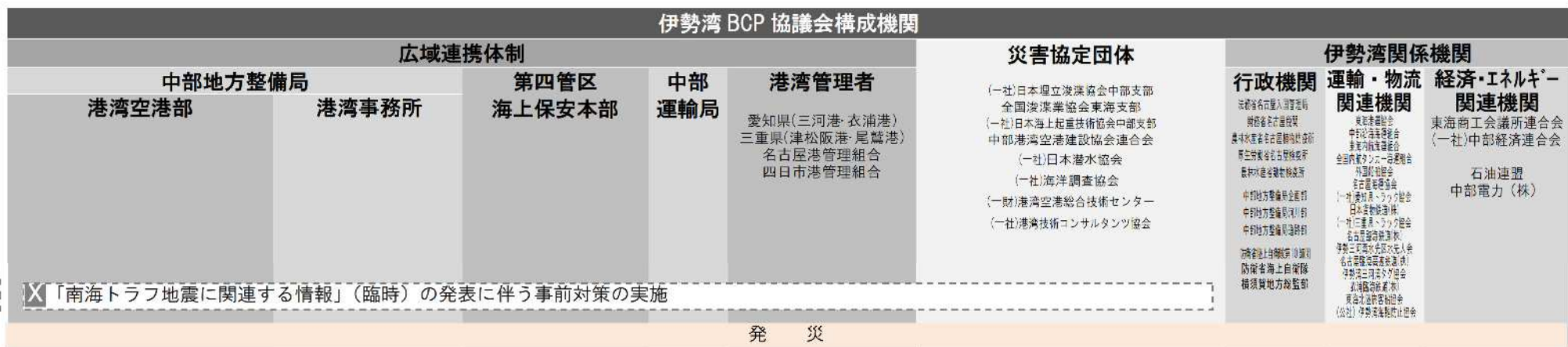
※港湾空港部は、災害協定団体の会員企業の配置検討時に、直轄事務所及び港湾管理者と会員企業の状況を共有する



※港湾管理者等からの
の出動要請に災害
協定団体が回答す
ることを明記

※港湾管理者の被害状況調査項目に航路啓
開作業に必要な揚収物仮置場等を追加 28

手順書の改訂案 活動フロー



※伊勢湾関係機関は、
港湾空港部の要請
に応じて助言するこ
とを明記

手順書の改訂案

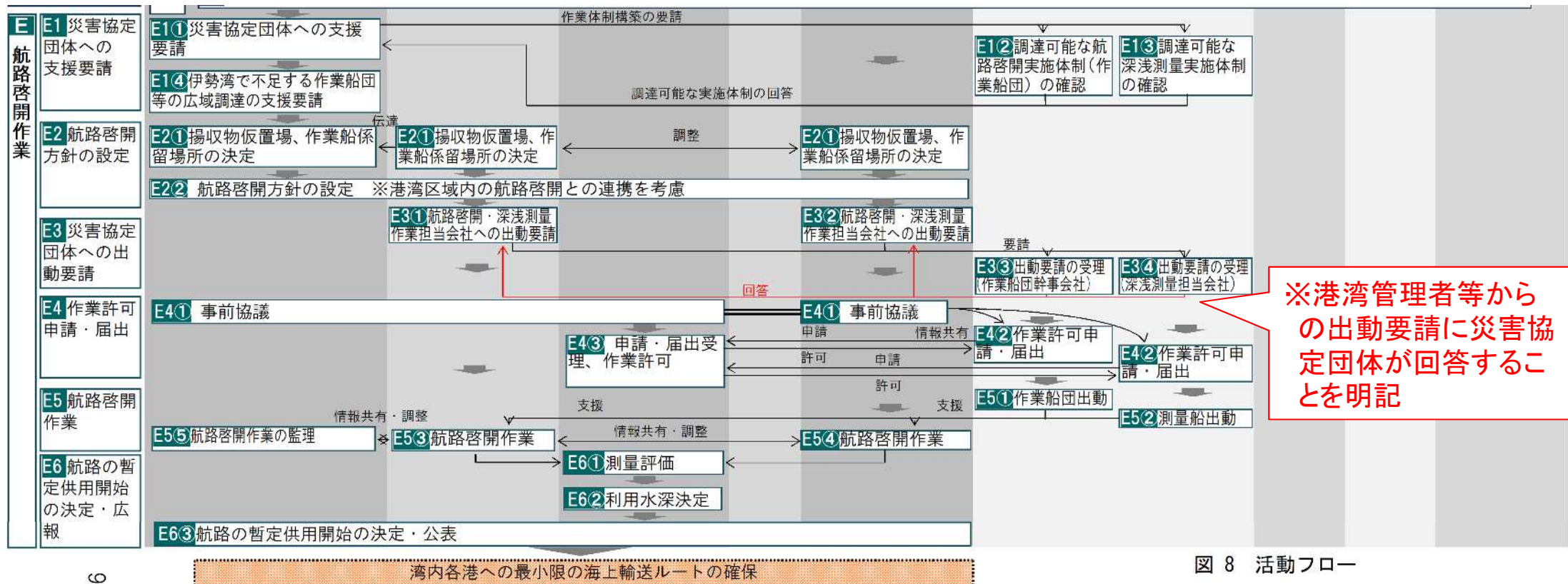
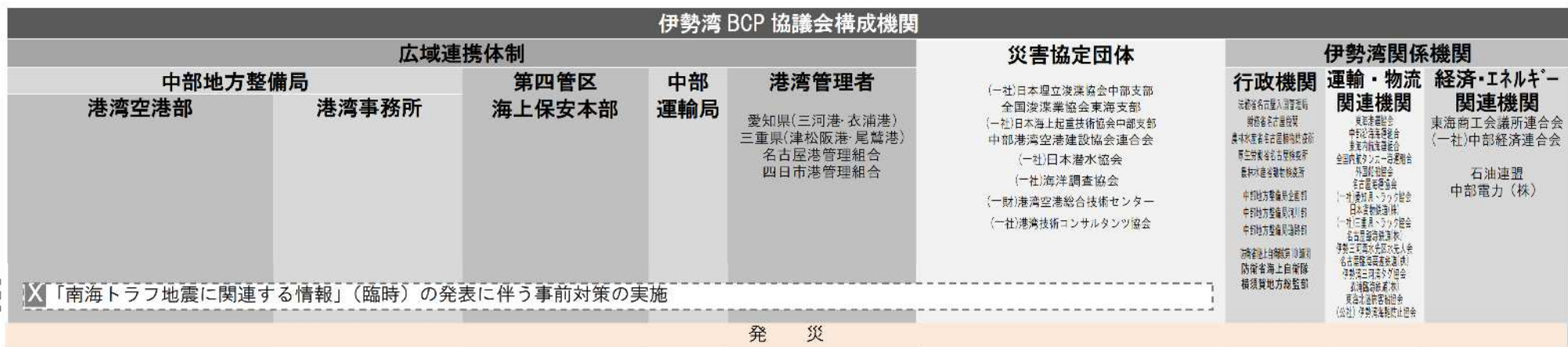


図 8 活動フロー

手順書の改訂案 A3①広域連携体制設置準備

※メール様式等の番号を記載
(手順番号とリンクさせる)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3	広域連携体制の立ち上げ			
A3①	広域連携体制設置準備			
(3 時間 以内)	・ 事務局(港湾空港部)は、収集した災害情報に基づき伊勢湾の状況が、伊勢湾 BCP 発動基準を満たす場合、広域連携体制設置の準備を開始する。 ※伊勢湾BCPの発動は、発動基準に基づき自動発動とする。 ・ 事務局(港湾空港部)は、事務局(港湾空港部)の窓口の担当者を決定するとともに、通信手段を使ってみて通信が可能か確認し、使用する通信手段を決定する。 ※情報伝達手段の優先順位は、災害脆弱性、効率性等を考慮し、①メール、②FAX、③電話(固定、携帯、衛星携帯)とする。 ・ 事務局(港湾空港部)は、伊勢湾 BCP の発動を広域連携体制構成機関にメール、FAX 等で連絡する。 ※第四管区海上保安本部及び中部運輸局については、左記各部に連絡する(以後の手順も同様)。 【事務局(港湾空港部)の窓口】 ○窓口担当者：□部署 □氏名 ○通信手段：□①E-Mail pa.cbr-kowanbousai01@mlit.go.jp ②FAX 052-209-6334 ③ワイドスター II 090-3023-8152 ④TEL 052-209-6328 【広域連携体制構成機関への連絡内容】 □広域連携体制の設置準備開始 □事務局(港湾空港部)の連絡先(担当窓口、使用可能な通信手段) □各機関の広域連携体制担当窓口の設置と連絡先の返信の要請 □中部地域港湾 BCP ポータルサイトにより情報発信を行うことと、ポータルサイトのアドレス http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp_portal/index.html	事務局(港湾空港部)	□第四管区海上保安本部 ○警備救難部 ○海洋情報部 ○交通部 □中部運輸局 ○交通政策部 ○海事振興部 □愛知県 □三重県 □名古屋港管理組合 □四日市港管理組合	・ 様式 No. A3⑧-1 伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表 ・ メール様式 No. A3①-1 ※LINE 等のセキュリティ機能の向上については、現段階では難しい。情報伝達手段として、LINE 等の SNS やショートメッセージサービスの活用については、セキュリティ上の課題等について、引き続き検討する。 ※伊勢湾BCPの発動基準には、高潮被害の発生やその他の重大事故の発生も明記されているが、高潮や風水害への具体的な対応を検討する。

※第四管区海上保安本部及び中部運輸局については、各部に連絡(以後の手順も同様)

手順書の改訂案 B2①災害協定団体への支援要請

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考																																																														
B2	災害協定団体への支援要請																																																																	
B2①	災害協定団体への支援要請																																																																	
(48 時間 以内)	・ 津波警報・注意報解除を確認後、事務局(港湾空港部)は、包括協定を締結するすべての災害協定団体に被害状況調査への支援を要請する。 ・ 事務局(港湾空港部)は、災害協定団体に実施する調査の対象、場所、内容、手法等を伝達する。 ・ 港湾施設については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先して調査する。 ・ 事務局(港湾空港部)は、災害協定団体からの被害状況調査を支援可能な会員企業等の選定結果について、中部地方整備局港湾事務所及び港湾管理者と情報を共有する。	事務局(港湾空港部)	〔災害協定団体〕 ☐ 日本埋立浚渫協会中部支部 ☐ 全国浚渫協会東海支部 ☐ 日本海上起重技術協会中部支部 ☐ 中部港湾空港建設協会連合会 ☐ 日本潜水協会 ☐ 海洋調査協会 ☐ 港湾技術コンサルタン協会 ☐ 港湾空港総合技術センター	・ 包括協定書 ・ メール様式 No. B2①-1 ・ 様式 No. B2①-2 被害状況調査の実施計画一覧																																																														
	【災害協定団体が支援できる被害調査の概要】 <table><thead><tr><th rowspan="2">調査方法</th><th rowspan="2">概要</th><th rowspan="2">適用条件</th><th rowspan="2">緊急確保航路</th><th colspan="5">港 湾</th></tr><tr><th>水域施設</th><th>係留施設</th><th>外郭施設</th><th>荷捌施設</th><th>臨港道路</th></tr></thead><tbody><tr><td>航空写真調査</td><td>航空機により上空から写真撮影を行う。</td><td>天候が良好である必要がある。 飛行機が必要である。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>衛星写真調査</td><td>人工衛星から、写真撮影を行う。</td><td>調査が必要な時期と人工衛星が調査場所上空を通過する時期が一致する必要がある。</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現地踏査</td><td>現地で、調査員が目視で施設等の状態を調査する。</td><td>施設等に近づく状況である必要がある。</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>UAV 調査</td><td>UAV を施設等の上空を飛行させ、写真撮影や測量を行う。</td><td>天候が良好である必要がある。 操縦者の目視範囲で調査を行う。 人口集中地区や空港等の周辺空域を飛行させる場合、地方航空局長の許可が必要。</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>潜水調査</td><td>港湾構造物の水中部の損傷状況を潜水士が調査する。</td><td>施設等に近づく状況である必要がある。</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				調査方法	概要	適用条件	緊急確保航路	港 湾					水域施設	係留施設	外郭施設	荷捌施設	臨港道路	航空写真調査	航空機により上空から写真撮影を行う。	天候が良好である必要がある。 飛行機が必要である。	○	○	○	○	○	○	衛星写真調査	人工衛星から、写真撮影を行う。	調査が必要な時期と人工衛星が調査場所上空を通過する時期が一致する必要がある。	○	○					現地踏査	現地で、調査員が目視で施設等の状態を調査する。	施設等に近づく状況である必要がある。		○	○	○	○	○	UAV 調査	UAV を施設等の上空を飛行させ、写真撮影や測量を行う。	天候が良好である必要がある。 操縦者の目視範囲で調査を行う。 人口集中地区や空港等の周辺空域を飛行させる場合、地方航空局長の許可が必要。		○	○	○	○	○	潜水調査	港湾構造物の水中部の損傷状況を潜水士が調査する。	施設等に近づく状況である必要がある。			○	○					
	調査方法	概要	適用条件	緊急確保航路					港 湾																																																									
水域施設					係留施設	外郭施設	荷捌施設	臨港道路																																																										
航空写真調査	航空機により上空から写真撮影を行う。	天候が良好である必要がある。 飛行機が必要である。	○	○	○	○	○	○																																																										
衛星写真調査	人工衛星から、写真撮影を行う。	調査が必要な時期と人工衛星が調査場所上空を通過する時期が一致する必要がある。	○	○																																																														
現地踏査	現地で、調査員が目視で施設等の状態を調査する。	施設等に近づく状況である必要がある。		○	○	○	○	○																																																										
UAV 調査	UAV を施設等の上空を飛行させ、写真撮影や測量を行う。	天候が良好である必要がある。 操縦者の目視範囲で調査を行う。 人口集中地区や空港等の周辺空域を飛行させる場合、地方航空局長の許可が必要。		○	○	○	○	○																																																										
潜水調査	港湾構造物の水中部の損傷状況を潜水士が調査する。	施設等に近づく状況である必要がある。			○	○																																																												
	※支援の要請先は、すべての災害協定団体とする																																																																	
	※港湾空港部は、災害協定団体の会員企業の配置検討時に、直轄事務所及び港湾管理者と会員企業の状況を共有する																																																																	
	※調査対象となる施設(岸壁、臨港道路、航路等)毎に調査内容や調査方法が定まっていることから、災害協定団体に伝達する内容から、調査内容及び手法を削除する(昨年度改訂箇所)																																																																	

手順書の改訂案 B2②支援要請の受理／会員企業等の手配

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
B2②	支援要請の受理／会員企業等の手配			
(48 時間 以内)	- 災害協定団体は、事務局(港湾空港部)の要請を受理し、中部地方整備局と港湾管理者が実施する被害状況調査を支援するため、調査手法ごとに、対応可能な会員企業を確認する。 - 対応可能な会員企業の状況を事務局(港湾空港部)にメール・FAX で回答するとともに、港湾管理者にも送信する。 ※災害協定団体は、対応可能な会員企業の状況を事務局に回答する際、港湾管理者には同報しない	[災害協定団体] 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾技術コンサルツ協会 港湾空港総合技術センタ-	☐ 事務局(港湾空港部) ☒ 愛知県 ☒ 三重県 ☒ 名古屋港管理組合 ☒ 四日市港管理組合	- 包括協定書 - メール様式 No. B2②-1 - 様式 No. B2②-2 被害状況調査に 対応可能な会員 企業について(報 告)
B2③	災害協定団体の会員企業の配置検討			
(48 時間 以内)	- 事務局(港湾空港部)は、災害協定団体からの被害状況調査を支援可能な会員企業等の選定結果について、中部地方整備局港湾事務所及び港湾管理者と情報を共有する。 - 事務局(港湾空港部)は、中部地方整備局港湾事務所及び港湾管理者と調整し、被害状況調査を支援する災害協定団体の会員企業の配置を決定する。 - 必要に応じて、災害協定団体の会員企業と調整する。 ※港湾空港部は、災害協定団体の会員企業の配置検討時に、直轄事務所及び港湾管理者と会員企業の状況を共有する	事務局(港湾空港部) 中部地方整備局港湾事務所 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合	[災害協定団体] ☐ 日本埋立浚渫協会中部支部 ☐ 全国浚渫協会東海支部 ☐ 日本海上起重技術協会中部支部 ☐ 中部港湾空港建設協会連合会 ☐ 日本潜水協会 ☐ 海洋調査協会 ☐ 港湾技術コンサルツ協会 ☐ 港湾空港総合技術センタ-	- メール様式 No. B2③-1 - 様式 No. B2③-2 被害状況調査に おける災害協定 団体会員企業の 配置一覧 - メール様式 No. B2③-3 - メール様式 No. B2③-4
B2④	災害協定団体の会員企業への出動要請			
(48 時間 以内)	- 中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者は、災害協定団体の会員企業に港湾施設の被害状況調査への出動を要請する。 - 中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者は、災害協定団体の会員企業に調査の対象、場所、内容、手法等を伝達する。 ※国土交通省令により緊急確保航路の所管は名古屋港湾事務所、開発保全航路の所管は三河港湾事務所と規定されている。	中部地方整備局港湾事務所 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合	[災害協定団体会員企業] ☐ 日本埋立浚渫協会中部支部 ☐ 全国浚渫協会東海支部 ☐ 日本海上起重技術協会中部支部 ☐ 中部港湾空港建設協会連合会 ☐ 日本潜水協会 ☐ 海洋調査協会 ☐ 港湾技術コンサルツ協会 ☐ 港湾空港総合技術センタ-	- 包括協定書 - メール様式 No. B2④-1

手順書の改訂案 B4④被害状況調査(港湾管理者)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備 考							
B4④	被害状況調査（港湾管理者）										
(48 時間 以内)	- 港湾管理者は、所管する港湾施設の被害状況調査を実施する。 - 災害協定団体の会員企業等は、港湾管理者の指示に従い、被害状況調査の支援を行う。 - 航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV 調査等により、できる限りの状況を把握する。 - 津波等による海上の被害状況により、可能であれば船舶による海上調査を実施する。 - この段階では、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先して調査する。 - 調査結果は、「港湾施設災害報告様式」に整理する。 - 調査結果は、メール・FAX またはリエゾンを通じて中部地方整備局港湾事務所に伝達する。 - 調査は引き続き実施し、調査結果は随時、中部地方整備局港湾事務所に伝達する。 【被害調査項目】 航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV 調査、監視カメラ等による <table><tr><th>実施機関</th><th>緊急確保航路等</th><th>港湾施設</th></tr><tr><td rowspan="2">港湾管理者</td><td rowspan="2">—</td><td>係留施設：変状、使用可否 荷捌施設：変状、散乱物、使用可否 臨港道路：変状、散乱物、通行可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物</td></tr><tr><td>揚収物仮置場：変状、使用可否 揚収物を回収した作業船の係留場所 ：変状、使用可否、浮遊物、沈降物</td></tr></table>	実施機関	緊急確保航路等	港湾施設	港湾管理者	—	係留施設：変状、使用可否 荷捌施設：変状、散乱物、使用可否 臨港道路：変状、散乱物、通行可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物	揚収物仮置場：変状、使用可否 揚収物を回収した作業船の係留場所 ：変状、使用可否、浮遊物、沈降物	[港湾管理者] 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合 [災害協定団体] 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾技術コンサルタント協会 港湾空港総合技術センター	☐ 中部地方整備局港湾事務所	・ 参考資料 6：港湾施設災害報告様式
実施機関	緊急確保航路等	港湾施設									
港湾管理者	—	係留施設：変状、使用可否 荷捌施設：変状、散乱物、使用可否 臨港道路：変状、散乱物、通行可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物									
		揚収物仮置場：変状、使用可否 揚収物を回収した作業船の係留場所 ：変状、使用可否、浮遊物、沈降物									
※港湾管理者の被害調査項目に 揚収物仮置場等を追加											

手順書の改訂案 D1情報収集(優先順位の設定)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備 考				
(48 時間 以内)	【被害】 c.港湾背後地域の被災状況	事務局(港湾空港部)	☐ 国土交通本省 ☐ 愛知県 ☐ 三重県 ☐ 名古屋港管理組合 ☐ 四日市港管理組合					
	<table><tr><th>内 容</th><th>入手方法</th></tr><tr><td>☐地震津波の状況 ☐港湾背後の市街地の被災状況 ☐被災者数・避難者数 ☐公共交通機関</td><td>災害対策本部（国・自治体）記者発表 各種報道（テレビ、ラジオ、Web）</td></tr></table>				内 容	入手方法	☐ 地震津波の状況 ☐ 港湾背後の市街地の被災状況 ☐ 被災者数・避難者数 ☐ 公共交通機関	災害対策本部（国・自治体）記者発表 各種報道（テレビ、ラジオ、Web）
	内 容				入手方法			
☐ 地震津波の状況 ☐ 港湾背後の市街地の被災状況 ☐ 被災者数・避難者数 ☐ 公共交通機関	災害対策本部（国・自治体）記者発表 各種報道（テレビ、ラジオ、Web）							
※港湾背後自治体 ・愛知県 ・三重県 ・名古屋港（名古屋市、東海市、知多市、飛島村、弥富市） ・衣浦港（半田市、武豊町、碧南市、高浜市） ・三河港（蒲郡市、豊川市、豊橋市、田原市） ・四日市港（四日市市、川越町） ・津松阪港（津市、松阪市） ・尾鷲港（尾鷲市）								
(48 時間 以内)	d.航路の状況	事務局(港湾空港部)		※浮遊物の位置を整理しやすい地図、船舶動向のデータ等、他機関の手法も参考に、関係者による各種情報の共有に資する方法を検討する。				
	<table><tr><th>内 容</th><th>入手方法</th></tr><tr><td>☐港湾区域内（漂流物の状況） ☐緊急確保航路（水深、漂流物の状況）</td><td>B 被害状況調査より</td></tr></table>	内 容	入手方法		☐ 港湾区域内（漂流物の状況） ☐ 緊急確保航路（水深、漂流物の状況）	B 被害状況調査より		
	内 容	入手方法						
☐ 港湾区域内（漂流物の状況） ☐ 緊急確保航路（水深、漂流物の状況）	B 被害状況調査より							
e..揚収物仮置場の状況	事務局(港湾空港部)							
(48 時間 以内)	<table><tr><th>内 容</th><th>入手方法</th></tr><tr><td>☐揚収物仮置場の状況（広さ） ☐揚収物を回収した作業船の係留場所の状況（漂流物）</td><td>B 被害状況調査より</td></tr></table>	内 容	入手方法	☐ 揚収物仮置場の状況（広さ） ☐ 揚収物を回収した作業船の係留場所の状況（漂流物）	B 被害状況調査より	事務局(港湾空港部)		※優先順位の設定に係る情報収集に揚収物仮置場等の被害状況を追加
	内 容	入手方法						
	☐ 揚収物仮置場の状況（広さ） ☐ 揚収物を回収した作業船の係留場所の状況（漂流物）	B 被害状況調査より						
(48 時間 以内)	【情報】 f.緊急輸送用岸壁の候補	事務局(港湾空港部)						
	<table><tr><th>内 容</th><th>入手方法</th></tr><tr><td>☐緊急輸送用岸壁（物資・人員） ☐石油、LNG 輸送用岸壁</td><td>C2 緊急輸送用岸壁の設定より</td></tr></table>	内 容	入手方法	☐ 緊急輸送用岸壁（物資・人員） ☐ 石油、LNG 輸送用岸壁	C2 緊急輸送用岸壁の設定より			
	内 容	入手方法						
☐ 緊急輸送用岸壁（物資・人員） ☐ 石油、LNG 輸送用岸壁	C2 緊急輸送用岸壁の設定より							
g.道路啓開の状況	事務局(港湾空港部)	☐ 中部地方整備局 道路部 ☐ 愛知県 ☐ 三重県						
(48 時間 以内)	<table><tr><th>内 容</th><th>入手方法</th></tr><tr><td>☐広域支援ルート（高速道路等） ☐沿岸部アクセスルート ☐沿岸沿いルート</td><td>中部地方整備局道路部</td></tr></table>	内 容	入手方法	☐ 広域支援ルート（高速道路等） ☐ 沿岸部アクセスルート ☐ 沿岸沿いルート	中部地方整備局道路部			
	内 容	入手方法						
☐ 広域支援ルート（高速道路等） ☐ 沿岸部アクセスルート ☐ 沿岸沿いルート	中部地方整備局道路部							

手順書の改訂案 D2優先順位の検討(優先順位の設定)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備 考																																																						
D2	優先順位の検討																																																									
(48 時間 以内)	・ 事務局(港湾空港部)は、「D①情報収集」で収集した情報をもとに、検討条件を整理し、 優先順位案を作成優先啓開港を決定する。 ・ 伊勢湾関係機関は、事務局(港湾空港部)の要請に応じて助言する。		事務局(港湾空港部)	-																																																						
	※「優先啓開港」を決定																																																									
	【検討条件及び情報入手先】																																																									
	<table><thead><tr><th>検討条件</th><th>情報</th><th>情報入手先</th><th>具体的な部署・連絡先</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 伊勢湾BCP ・各港湾BCPの目標</td><td>☐各港湾BCPの目標 ☐製油所・油槽所、発電所、都市ガス製造工場の航路啓開目標</td><td>伊勢湾BCP・ 各港湾BCP</td><td>○○○○○○○○ ○○○○○○○○</td></tr><tr><td>2. 港湾背後地域の被災状況</td><td>☐地震・津波の状況 ☐港湾背後の市街地の状況 ☐被災者数・避難者数 ☐公共交通機関</td><td>中部地方整備局 各種報道</td><td></td></tr><tr><td>3. 道路啓開</td><td>☐広域支援ルート ☐沿岸部アクセスルート ☐沿岸沿いルート</td><td>中部地方整備局 道路部</td><td></td></tr><tr><td>4. 優先啓開港</td><td>☐政府災害対策本部からの優先啓開港の指示</td><td>国土交通省本省</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">5. 緊急輸送</td><td>緊急輸送用岸壁</td><td>☐緊急輸送用岸壁（物資、人員）</td><td>緊急輸送用岸壁の検討結果</td><td>○○○○○○○○</td></tr><tr><td>緊急輸送の要請</td><td>☐緊急輸送の要請（物資、人員） ☐自衛隊の支援部隊輸送の要請</td><td>国土交通省本省 中部運輸局 国土交通省本省 防衛省</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">6. エネルギー供給</td><td>燃料輸送用岸壁</td><td>☐石油・LNG輸送用岸壁</td><td>製油所等の被害状況調査</td><td>○○○○○○○○</td></tr><tr><td>燃料輸送の要請</td><td>☐優先的に復旧する製油所・油槽所 ☐優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場</td><td>国土交通省本省</td><td></td></tr><tr><td>7. 航路啓開</td><td>☐港湾区域内の状況（漂流物） ☐緊急確保航路の状況（水深、漂流物）</td><td>被害状況調査</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8. 揚収物仮置場</td><td>☐揚収物仮置場の状況（広さ） ☐揚収物を回収した作業船の係留場所の状況（漂流物）</td><td>被害状況調査</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="2">※優先順位の検討条件に揚収物仮置場等を追加</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		検討条件	情報	情報入手先	具体的な部署・連絡先	1. 伊勢湾BCP ・各港湾BCPの目標	☐ 各港湾BCPの目標 ☐ 製油所・油槽所、発電所、都市ガス製造工場の航路啓開目標	伊勢湾BCP・ 各港湾BCP	○○○○○○○○ ○○○○○○○○	2. 港湾背後地域の被災状況	☐ 地震・津波の状況 ☐ 港湾背後の市街地の状況 ☐ 被災者数・避難者数 ☐ 公共交通機関	中部地方整備局 各種報道		3. 道路啓開	☐ 広域支援ルート ☐ 沿岸部アクセスルート ☐ 沿岸沿いルート	中部地方整備局 道路部		4. 優先啓開港	☐ 政府災害対策本部からの優先啓開港の指示	国土交通省本省		5. 緊急輸送	緊急輸送用岸壁	☐ 緊急輸送用岸壁（物資、人員）	緊急輸送用岸壁の検討結果	○○○○○○○○	緊急輸送の要請	☐ 緊急輸送の要請（物資、人員） ☐ 自衛隊の支援部隊輸送の要請	国土交通省本省 中部運輸局 国土交通省本省 防衛省		6. エネルギー供給	燃料輸送用岸壁	☐ 石油・LNG輸送用岸壁	製油所等の被害状況調査	○○○○○○○○	燃料輸送の要請	☐ 優先的に復旧する製油所・油槽所 ☐ 優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場	国土交通省本省		7. 航路啓開	☐ 港湾区域内の状況（漂流物） ☐ 緊急確保航路の状況（水深、漂流物）	被害状況調査			8. 揚収物仮置場	☐ 揚収物仮置場の状況（広さ） ☐ 揚収物を回収した作業船の係留場所の状況（漂流物）	被害状況調査				※優先順位の検討条件に揚収物仮置場等を追加						※優先順位の検討に必要な情報入手先の具体的な部署・連絡先を事前に確認する。 ・ 参考資料 8：優先順位検討フロー ・ 参考資料 9：優先順位検討表 ・ 参考資料 10：優先順位検討図
	検討条件	情報	情報入手先	具体的な部署・連絡先																																																						
	1. 伊勢湾BCP ・各港湾BCPの目標	☐ 各港湾BCPの目標 ☐ 製油所・油槽所、発電所、都市ガス製造工場の航路啓開目標	伊勢湾BCP・ 各港湾BCP	○○○○○○○○ ○○○○○○○○																																																						
	2. 港湾背後地域の被災状況	☐ 地震・津波の状況 ☐ 港湾背後の市街地の状況 ☐ 被災者数・避難者数 ☐ 公共交通機関	中部地方整備局 各種報道																																																							
	3. 道路啓開	☐ 広域支援ルート ☐ 沿岸部アクセスルート ☐ 沿岸沿いルート	中部地方整備局 道路部																																																							
	4. 優先啓開港	☐ 政府災害対策本部からの優先啓開港の指示	国土交通省本省																																																							
	5. 緊急輸送	緊急輸送用岸壁	☐ 緊急輸送用岸壁（物資、人員）	緊急輸送用岸壁の検討結果	○○○○○○○○																																																					
緊急輸送の要請		☐ 緊急輸送の要請（物資、人員） ☐ 自衛隊の支援部隊輸送の要請	国土交通省本省 中部運輸局 国土交通省本省 防衛省																																																							
6. エネルギー供給	燃料輸送用岸壁	☐ 石油・LNG輸送用岸壁	製油所等の被害状況調査	○○○○○○○○																																																						
	燃料輸送の要請	☐ 優先的に復旧する製油所・油槽所 ☐ 優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場	国土交通省本省																																																							
7. 航路啓開	☐ 港湾区域内の状況（漂流物） ☐ 緊急確保航路の状況（水深、漂流物）	被害状況調査																																																								
8. 揚収物仮置場	☐ 揚収物仮置場の状況（広さ） ☐ 揚収物を回収した作業船の係留場所の状況（漂流物）	被害状況調査																																																								
	※優先順位の検討条件に揚収物仮置場等を追加																																																									

手順書の改訂案

D2優先順位の検討(優先順位の設定)

■優先順位検討表 作成日時：発災2日目 17:00

※記載内容はイメージ

※優先順位の検討条件に
揚収物仮置場を追加

検討条件		情報	A港	B港	C港	D港	E港	F港
伊勢湾BCP・各港湾BCPの目標		□各港湾BCPの目標	—	—	3日以内、最小限の海上輸送ルートの確保	7日以内、緊急物資輸送ルートの拡充	—	—
港湾背後地域の被災状況		□エネルギー基地の航路啓開目標	—	—	製油所・油槽所：7日以内、水深-7.5m以上 LNG火力発電所：7日以内、水深-13.2m以上 都市ガス製造工場：7日以内、水深-13.2m以上	—	—	—
		港湾所在自治体	尾鷲市	津市、松阪市	四日市市、川越町	名古屋市、東海市、知多市、飛島村、弥富市	半田市、武豊町、碧南市、高浜市	豊橋市、豊川市、田原市、蒲郡市
		□地震・津波の状況	最大震度7 最大浸水深10m 津波により市街地は壊滅的被害、津波火災発生 死亡500人以上 行方不明500人以上 負傷200人以上 避難13,000人以上	最大震度7 最大浸水深5m 港湾直背後で広範囲に浸水市街地で火災発生 死亡200人以上 行方不明200人以上 負傷500人以上 避難112,000人以上	最大震度6弱 最大浸水深0.5m 港湾直背後、河川沿いで浸水液状化が広範囲に発生 死亡50人以上 行方不明5人以上 負傷100人以上 避難150,000人以上	最大震度6弱 最大浸水深1m 名古屋市南部、飛島村、弥富市で浸水、液状化発生 死者100人以上 行方不明10人以上 負傷50人以上 避難75,000人以上	最大震度6弱 最大浸水深1m 港湾直背後の地域と河川沿いで浸水 死亡10人以上 行方不明0人以上 負傷10人以上 避難44,200人以上	最大震度6弱 最大浸水深5m 港湾直背後の地域で浸水1m 退避半島で広範囲に浸水最大5m 死亡50人以上 行方不明50人以上 負傷50人以上 避難78,200人以上
		□公共交通機関	JR全線運休 路線バス運休	JR・私鉄全線運休 路線バス運休	JR・私鉄全線運休 路線バス閉	JR・私鉄・公営鉄道全線運休 路線バス閉	JR・私鉄全線運休 路線バス閉	JR・私鉄・公営鉄道全線運休 路線バス閉
		被害の大きさ	○	○	○	○	○	○
揚収物仮置場		□住所・名称 □広さ(縦(m)×横(m)) 揚収物仮置場の確保	●●緑地 120×120	●●緑地 100×300	●●緑地 100×300	●●ふ頭 200×100	●●ふ頭 50×200	●●ふ頭 80×200
道路啓開		□広域支援ルート(高速道路等) □沿岸部アクセスルート □沿岸沿いルート 道路啓開の進捗	紀勢道通行止め 通行止 通行止	伊勢道供用、伊勢—見島羽道、紀勢道通行止め 通行止 国道23号通行止め	伊勢湾岸道、東名阪供用 供用 国道23号供用	伊勢湾岸道、東名阪、東海環状、名神再開、東名供用 0m地帯通行止め、その他供用 国道23号通行止、1号供用	伊勢湾岸道、東海環状、東名、国道23号供用 供用 国道247号通行止め	東名、国道1号、国道23号供用 供用 国道247号、259号通行止
緊急輸送	緊急輸送用岸壁	□緊急輸送用岸壁 緊急輸送用岸壁の確保	・林町地区(-5.5 100m)	・大口北 (-7.5 130m) ・大口北 (-5.5 100m)	・霞ヶ浦南岸W23(-12 240m) ・四日市 W15 (-10 245m)	・大井ふ頭 32号(-10 185m) ・潮屈ふ頭 28号(-7.5 130m) ・潮屈ふ頭 29号(-10 185m)	・武豊北 1号(-10 185m) ・中央西 3号(-10 185m) ・中央東 4号(-12 240m)	・蒲郡 9号(-10 185m) ・船渡 3号(-4.5 360m) ・田原 2号(-5.5 130m)
	緊急輸送の要請	□緊急輸送(人員、物資) □自衛隊の支援部隊輸送 緊急輸送の要請の有無	政府は、7日目まで、陸路、空路により緊急輸送を行う方針。緊急の海上輸送の要請はない。 陸路、空路により救援部隊を展開中。当面、海上輸送の要請はない。	現時点ではなし	現時点ではなし	現時点ではなし	現時点ではなし	現時点ではなし
	燃料輸送用岸壁	□燃料輸送用岸壁 使用可能な燃料輸送用岸壁	—	—	コスモ石油四日市製油所 中部電力川越火力発電所	—	—	—
	燃料輸送の要請	□燃料の海上輸送の要請 燃料輸送の緊急性	—	—	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし
航路啓開(漂流物、水深)		港湾区域内 漂流物 必要作業船回数(計10船回)	流木、漁具等が多数浮遊 沈降物は不明 啓開範囲：100ha 延べ1船回・日	流木、漁具が多数浮遊 沈降物は不明 啓開範囲：100ha 延べ1船回・日	ガレキが浮遊 沈降物は不明 啓開範囲：200ha 延べ2船回・日	原木、ガレキが浮遊 沈降物は不明 啓開範囲：200ha 延べ2船回・日	ガレキが浮遊 沈降物は不明 啓開範囲：150ha 延べ1.5船回・日	原木、ガレキが漂流 沈降物は不明 啓開範囲：200ha 延べ2船回・日
※-21m以上の水深では沈降物を撤去しなくても暫定供用できる可能性が高い		第5号浮標～D港 (-21m以下～30m 20km)	—	—	—	港湾区域境界付近に原木、ガレキが浮遊、南下中。約100ha 必要作業船回数延べ1船回・日	浮遊物・障害物の揚収作業の作業量を港湾区域内は、100ha/船回・日として算定。 緊急確保航路等は、280ha/船回・日として算定。	
		第5号浮標～C港 (-21～-30m 15km)	—	—	浮遊物ない	—		
		第4号浮標～第5号浮標 (-21～-30m以上 15km)	—	—	漁具が浮遊、沖合に向かって拡散。約50ha 必要作業船回数延べ1船回・日	—	—	—
		第4号浮標～B港 (-21m以下～-30m 20km)	—	浮遊物ない	—	—	—	—
		第3号浮標～第4号浮標 (-21～-30m 15km)	—	—	浮遊物ない	—	—	—
		第3号浮標～E港 (-21m以下～-30m 20km)	—	—	—	—	—	—
		中山水道航路～F港 (-21m以下 20km)	—	—	—	—	—	—
		第2号浮標～第3号浮標 (-30m以上 5km)	—	—	—	—	—	—
		漂流物の状況	○	○	○	○	○	○
○の数			3	4	5	4	3	2
優先啓開港								

※検討表の最下段に「優先啓開港」の記載欄を追加

手順書の改訂案 D2優先順位の検討【優先順位設定の考え方】

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
【優先順位設定の考え方】	優先順位を検討する上で重要な検討条件 検討条件4 優先啓開港 ○優先啓開港を優先 検討条件5 緊急輸送 ○緊急輸送用岸壁 ・各港湾で緊急輸送用岸壁を選定 ○緊急輸送の要請 ・緊急物資・人員の海上輸送の要請 ・自衛隊支援部隊の海上輸送の要請 検討条件6 エネルギー供給 ○燃料輸送用岸壁 ・名古屋港、四日市港で石油、LNG輸送用岸壁を選定 ○燃料輸送の要請 ・優先的に復旧する製油所・油槽所 ・優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場 検討条件1 伊勢湾BCP・各港湾BCPの目標 ○3日以内：最小限の海上輸送ルート ○7日以内：緊急物資輸送ルートの拡充、石油・LNG 検討条件2 港湾背後地域の被災状況 ○以下の港湾を優先 ・地震・津波の被害が大きい ・公共交通機関が寸断されアクセスできない ・港湾背後地域において被災者・避難者が多い 検討条件3 道路啓開 ○港湾に接続する緊急輸送路を早期に確保できる港湾を優先 優先順位 (案) ・検討条件 1 ～ 8 を踏まえ、航路啓開の優先順位を検討 作業船団の配置 (案) ・航路啓開の優先順位 (案) と作業船団の情報を踏まえ、作業船団の配置 (案) を検討 ※検討条件8揚収物仮置場等を追加 検討条件7 航路啓開 ○航路啓開の難易 ・水深-21m以上の範囲が多い航路を優先 ・漂流物が少ない航路を優先 検討条件8 揚収物仮置場 ○以下を確保できて効率的な港湾を選定 ・揚収物仮置場 (位置、広さ) ・作業船係留場所 (位置、漂流物) 作業船団の情報 ○必要な作業船団 ・各港湾と緊急確保航路等で必要な作業船団 ○調達可能な作業船団 ・調達可能な作業船団数、能力、到着時期等			

※海上交通安全法及び港則法の適用海域等
における作業の簡易様式を更新

【海上交通安全法適用海域等における作業の簡易様式】

作業許可申請・届出書

令和____年____月____日

第四管区海上保安本部長 殿

申請者所属・氏名

※ 記入方法：（ ）内の該当するものに○を付け（複数可）。下線部分を記入してください

1 種類

（測量作業・潜水作業・障害物除去作業）

2 目的

前路啓開（海底の調査・障害物の調査・障害物撤去・撤去後の確認・潮流測量）

3 期間

期間：令和____年____月____日から令和____年____月____日までの間 作業時間：____～____

※ 作業が完了した際は、第三管区海上保安本部航行安全課（052-4651-1611）へ連絡してください

4 区域又は場所

＜表裏の作業の範囲に作業区域を記入し、該当するエリア番号を記載してください＞

区域番号（ 1・2・3・4-1・4-2・5-1・5-2・6-1・6-2・7 ）

5 作業方法

＜該当する方法の□に○を記入し、例示したものと異なる事項がある場合は特記欄へ記入してください＞

☐ 測 量：測量船により、音響測深を行う。

☐ 潜水作業：潜水士 名（フリー式・アクアラング式）により（潜水調査・玉掛け作業）を行う。

☐ 障害物除去作業：（スパッド・アンカー）固定したクレーン船により吊り上げ等の作業を行う。

撤去物の陸揚場所 _____ 港 _____ 岸壁 _____

補足欄

6 危険予防の措置

伊勢湾BCP緊急確保航路等航路啓開作業許可申請等共通安全対策書に従い措置を講ずる。

7 使用船舶

＜下記事項に同意のうえ口印を記入。作業船リストの添付又は裏面の表への記入をお願いします＞

別紙のとおり ☐ 使用船舶の船舶検査及び船舶書の海技免状等が有効であることを確認し使用します

8 連絡先

申請担当者：_____ 連絡先：_____

現場責任者：_____ 連絡先：_____

9 備考

作業位置図

四日市港第3航路沖灯浮標

伊勢湾第6号灯浮標

伊勢湾第5号灯浮標

伊勢湾第4号灯浮標

伊勢湾第3号灯浮標

伊勢湾第2号灯浮標

具体的な作業区域を線で囲ってください

エリア番号：①～⑦

使用船舶リスト

船名	船型	用途	船舶番号等	長さ又はトン数	出港地	VHFの有無	船舶電話又は携帯電話
						（有・無）	
						（有・無）	
						（有・無）	
						（有・無）	
						（有・無）	
						（有・無）	
						（有・無）	
						（有・無）	
						（有・無）	
						（有・無）	

このリストを使用するか、別で作成したリストを添付してください。

手順書の改訂案 参考資料16:様式集

※訓練で利用した様式集を追加(メール様式、報告様式)

様式No. A3① - 1

▶メール様式【手順A3①】

□広域連携体制準備（港湾空港部→広域連携体制構成機関）メール様式

※メール様式等の番号を手順番号とリンクさせる

メール発信者：〇〇〇〇

送信日時：2020年12月

送信先：〇〇〇〇

件名：【伊勢湾BCP】**手順A3①**：伊勢湾BCPの発動の連絡と連絡窓口の確認

内容：伊勢湾BCP 広域連携体制構成機関各位

・メール件名に手順番号を明記する

・私は中部地整 港湾空港部 伊勢湾BCP事務局 総合対策班の〇〇です。

・本日、12月9日正午に伊勢湾沿岸にて震度7を記録する地震が発生し、
大津波警報が発令されたことから、伊勢湾BCPが発動しました。

・港湾空港部の窓口は〇〇と〇〇です。

・連絡先は、E-mail:****@mlit.go.jp

FAX:052-209-6334

ワイドスターⅡ：

TEL:052-209-6328

・広域連携体制各員は伊勢湾BCPの連絡窓口の担当者の氏名と
利用可能な連絡先（メールアドレス、FAX番号等）を下記の様式に入力の上、返信をお願いします。

・中部地整港湾BCPポータルサイトより情報を発信するため、当該サイトの確認をお願いします。
(http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp_portal/index.html)

○機関名称：[]

○連絡窓口担当者：[所属： 氏名：]

○通信可能な手段[☐メール、☐FAX、☐電話等] ※通信可能な手段をチェックまたは通信不可の手段を削除

○連絡先は、E-mail:****@****. **.jp、FAX:***-***-***、TEL:***-***-***

以上

2. 令和3年度の実施内容

- 協議会及び作業部会のスケジュール（案）
- 協議会及び作業部会の活動内容（案）

令和3年度の実施内容

◆伊勢湾BCP協議会及び作業部会のスケジュール（案）

令和3年6月3日
第6回協議会

- ・講演「東日本大震災での港湾における対応と今後の防災について」
- ・伊勢湾BCP協議会の活動報告（前年度の結果、今年度の計画）
- ・国土交通省港湾局からの情報提供 など

令和3年7月下旬
第14回作業部会

- ・令和3年度の活動内容（訓練、検討課題）
- ・ロールプレイング方式の訓練の進め方について

令和3年10月中旬
第15回作業部会

- ・ロールプレイング方式の訓練の実施

令和4年1月中旬
第16回作業部会

- ・訓練の結果及び課題の検討結果を踏まえた伊勢湾BCP等の改訂、手順書（案）の改善について
- ・今後の活動内容

令和3年度の実施内容

◆伊勢湾BCP協議会及び作業部会の活動内容（案）

	実施項目(案)	
訓練	ロールプレイング方式の訓練の実施 ①発災時に使用する通信手段を使用した情報伝達 ②被害状況調査(作業許可申請等) ③作業船団の必要数量の設定 ④資機材の調達 ⑤航路啓開作業(作業許可申請、航路の暫定供用開始の公表等)	
課題検討	伊勢湾BCPと各港BCPとの連携	・東京湾BCP、大阪湾BCPと関連港BCPとの連携内容の整理 ・伊勢湾BCPと各港BCPの連携内容を検討
	伊勢湾内における航路啓開作業に必要な燃料油の確保	・燃料油の種類、調達先、調達方法(給油施設、給油船等)、災害発生時の情報確保について検討
	災害時における情報共有方法	・航路啓開作業の効率化を図るため、災害発生直後に整備局が協議会構成員の持つ災害状況を収集・共有する具体的な実施方法を検討

伊勢湾BCP協議会の今後の活動内容(想定)

年次	平成28～30年度(実施済)	令和元～2年度(実施済)	令和3年度	令和4年度以降
テーマ	行動計画、手順書(案)	実効性向上、課題対応、航路啓開	実効性向上、課題対応、航路啓開	実効性向上、課題対応、航路啓開
伊勢湾BCP協議会	作業部会 ○第1回作業部会(平成29年1月) ・連絡窓口と連絡手段の確認 等 ○第2回作業部会(平成29年2月) ・図上訓練で抽出された課題への対応 ・伊勢湾BCPの一部改訂 等 ○第3回作業部会(平成29年12月) ・手順書(案)の検討(連携体制の構築、資機材の調達、優先順位の設定) ○第4回作業部会(平成30年2月) ・手順書(案)の読み合わせ、課題の抽出 ○第5回作業部会(平成30年9月) ・既存手順書(案)の見直し、新規手順書(案)(被害状況調査、航路啓開作業)の検討 ○第6回作業部会(平成30年11月) ・既存手順書(案)の見直し、新規手順書(案)に基づく図上訓練の実施 ○第7回作業部会(平成31年1月) ・作業部会の結果を踏まえた手順書(案)の検討、伊勢湾BCPの一部改訂	○第8回作業部会(令和元年9月) ＜検討＞ ・ロールプレイング方式の訓練の進め方 ○第9回作業部会(令和元年11月) ＜訓練＞ ・広域連携体制の構築等 ○第10回作業部会(令和2年1月) ＜検討＞ ・訓練結果を踏まえた手順書(案)等の改訂 ・課題の検討状況の報告 ○第11回作業部会(令和2年10月) ＜検討＞ ・ロールプレイング方式の訓練の進め方 ○第12回作業部会(令和2年12月) ＜訓練＞ ・災害協定団体への出動要請等 ○第13回作業部会(令和3年2月) ＜検討＞ ・大型台風への対応、緊急時の情報伝達等	○第14回作業部会 ＜検討＞ ・手順書(案)に基づくロールプレイング方式の訓練の進め方 ○第15回作業部会 ＜訓練＞ ・手順書(案)に基づくロールプレイング方式の訓練の実施(発災時に使用する通信手段を使用した情報伝達、被害状況調査、作業船団の必要数量の設定、資機材の調達、航路啓開作業など) ○第16回作業部会 ＜検討＞ ・伊勢湾BCPと各港BCPとの連携 ・航路啓開作業に必要な燃料油の確保 ・災害時における情報共有方法 ・訓練で抽出された課題への対応 ・伊勢湾BCPの一部改訂 等	○第17回作業部会 ＜検討＞ ・手順書(案)に基づくロールプレイング方式の訓練及び実働訓練の進め方 ○第18回作業部会 ＜訓練＞ ・手順書(案)に基づくロールプレイング方式の訓練の実施 ・衛星電話等の機器を使用した情報伝達 ・UAV等を使用した被災状況調査 ○第19回作業部会 ＜検討＞ ・海域に流出するガレキ量の検証 ・訓練で抽出された課題への対応 ・伊勢湾BCPの一部改訂
	協議会 ○第1回協議会(平成29年3月) ・伊勢湾BCPの改訂、今後の方針確認 ○第2回協議会(平成30年3月) ・一部改訂、手順書(案)の検討状況、今後の活動内容(想定) ○第3回協議会(平成31年2月) ・伊勢湾BCPの一部改訂、手順書(案)の策定状況、今後の活動内容(想定)、講演	○第4回協議会(令和2年2月) ・成果報告、緊急確保航路等啓開計画及び手順書(案)の一部改訂、今後の活動内容(想定)、講演 ○第5回協議会(令和2年7月) ・成果報告、伊勢湾BCP等の一部改訂、今後の活動内容、講演	○第6回協議会 ・成果報告、伊勢湾BCP等の一部改訂、今後の活動内容、講演	○第7回協議会 ・成果報告、伊勢湾BCP等の一部改訂、今後の活動内容
推進課題等	【活動における結果】 ○広域連携体制、行動計画等の基本方針 ○手順書(案) ○作業申請手続きの簡略化 ○関係者間の情報共有サイト		【各構成員が継続的に実施する検討事項】 ●訓練・情報伝達・通信訓練の実施(機器・手順) ・災害を想定した図上訓練・実働訓練の実施 ●教育・防災教育プログラムの検討及び実施 ・防災リーダーの育成	
	【検討が必要な主な課題】 ※青は実施済み ●広域連携体制の構築 ・通信断絶時の初動体制の確保 ・発動基準と広域連携体制設置手順の整理 ・情報伝達手段としてのSNSの活用 ●優先順位の設定 ・限られた情報による優先順位の判断手順の整理 ・臨港道路、緊急輸送路の図面整理 ・施設設点検診断カルテの活用方法の整理 ●資機材の調達 ・既存の作業船情報の活用方法を検討 ・効率的な船舶の動静把握 ●港湾物流機能確保の情報共有 ・中部地方整備局、第四管区海上保安本部、中部運輸局、港湾管理者による情報発信内容・発信体制の協議		●航路啓開 ・UAVを使用した調査に関する検討 ・「伊勢湾の緊急確保航路啓開活動手順」暫定版の改訂 ・港内航路啓開の費用負担と直轄債での負担範囲 ・作業許可申請・届出の効率的な手続き ・地図ソフトを活用した情報集約システム ●揚収物の仮置・保管 ・がれき仮置き場、処理の手続きの確認 ●緊急物資輸送体制の確保 ・緊急物資民間企業協定の対応 (田原市-トヨタ自動車㈱、半田市-JFEスチール㈱) ●燃料油輸送体制の確保・電力・都市ガス輸送体制の確保 ・行政と専用棧橋所有企業(石油、電気、ガス)の航路啓開に係る費用負担情報 ●情報共有 ・被災状況など情報の効率的な収集整理・共有方法	